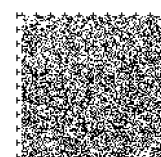


総論



第1章

計画の策定に当たって

1 策定の背景と趣旨

我が国では、高齢化・人口減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）において、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す「地域共生社会」の理念が示されました。

また、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、都道府県及び市町村における地域福祉計画の策定が努力義務とされるとともに、福祉の各分野における「上位計画」として位置づけられました。

さらに、令和2年6月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

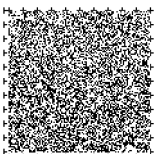
このような中、少子高齢化と世帯の少人数化の進行、価値観の多様化、そして、新型コロナウイルス感染症の世界的流行などの影響もあり、地域のつながりの希薄化が依然、課題となっています。また、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーをはじめ、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。

福生市においては、令和3年度から5年間を期間とする「第6期福生市地域福祉計画」を策定し、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を目指し、取組を進めてきました。また、同時に「第4期福生市バリアフリー推進計画」を策定し、全ての人にやさしい施設の整備や、全ての人々がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現を目指して計画を推進してきました。

「第6期福生市地域福祉計画」では、新たに「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「福生市成年後見制度利用促進基本計画」と、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「福生市再犯防止推進計画」を位置づけ、判断能力が十分でない市民が成年後見制度を円滑に利用するための体制づくりや、再犯防止に向けた取組を進めてきました。

さらに、令和6年10月には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、福生市における「重層的支援体制整備事業」を実施する体制づくりに取り組んでいます。

この度、「第6期福生市地域福祉計画」が令和7年度をもって終了することから、これまでの施策の評価と課題、福生市の福祉を取り巻く情勢を踏まえ、「第7期福生市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



2 計画の位置づけ

(1) 福生市地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法において、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられており、各分野に共通する考え方を示しています。

福生市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けて、福生市における地域福祉の推進に向けた基本的な理念や方向性を示すものです。

地域福祉計画の策定に当たっては、地域生活課題を踏まえながら、「目指す地域の姿」を明らかにするとともに、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、目標の達成のための体制・組織、仕組みや資源の整備を定め、計画的に進めることが必要となります。

(2) 第7期福生市地域福祉計画に包含する計画について

地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられていることを踏まえ、地域福祉計画が目指す地域共生社会の実現に向けた取組を一体的に推進するため、次の計画を包含することとします。

● 福生市重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業実施計画とは、市民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応するため、横断的に包括的な支援体制を構築するために定める計画です。

福生市重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として策定します。

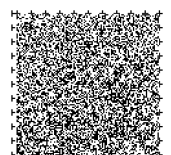
なお、本計画においては、各論Ⅰを「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」に位置づけ、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための取組を推進します。

● 福生市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画とは、判断能力が不十分な人の権利擁護を目的に、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に展開するための計画です。

福生市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する成年後見制度利用促進基本計画として策定します。策定に当たっては、国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」との整合を図ります。

なお、本計画においては、各論Ⅱ「基本目標2 施策の方向性(1) 権利を守るための支援」を「福生市成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備のための施策を推進します。



● 福生市再犯防止推進計画

再犯防止推進計画とは、犯罪をした人等が、社会で孤立することなく、国民の理解と協力を得て、円滑に社会に復帰できるようにすることを目指し、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

福生市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する地方再犯防止推進計画として策定します。策定に当たっては、国が策定した「第二次再犯防止推進計画」及び都が策定する「第二次東京都再犯防止推進計画」との整合を図ります。

なお、本計画においては、各論Ⅱ「基本目標2 施策の方向性(2) 犯罪や非行から立ち直るための支援」を「福生市再犯防止推進計画」と位置づけ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、必要な支援等を適切に提供し、地域での生活を可能とするための施策を推進します。

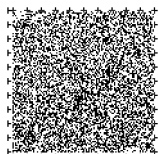
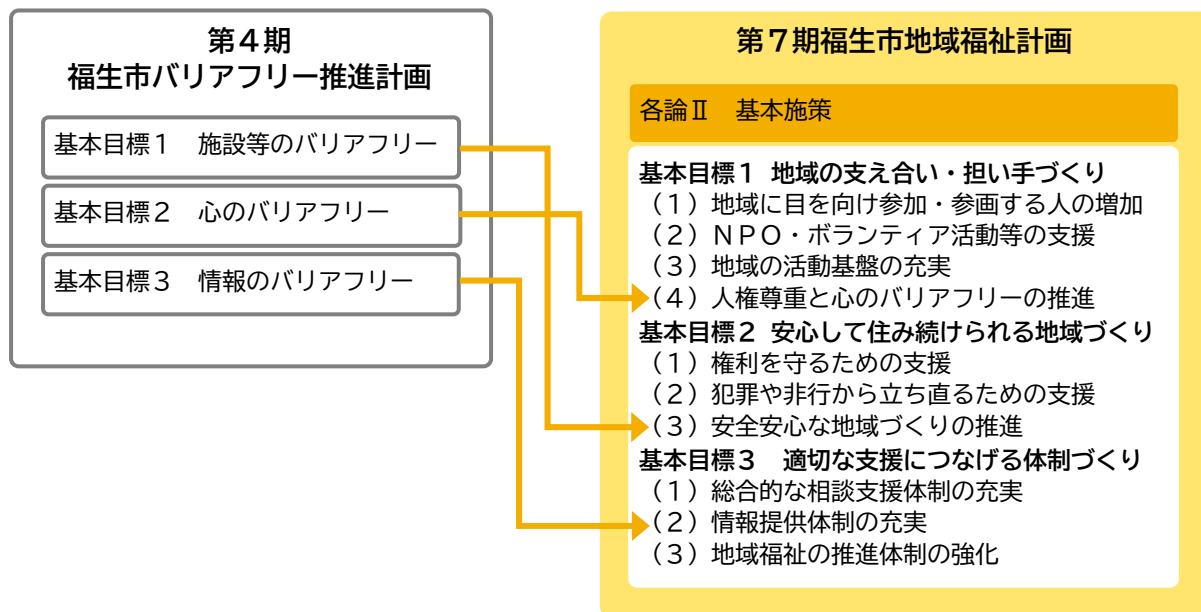
● 福生市バリアフリー推進計画

福生市バリアフリー推進計画は、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進するとともに、全ての人の個性や人権が尊重され、自由に参画できる地域社会の実現を目指し、策定するものです。

従前は個別の計画として策定していましたが、令和7年度に第4期福生市バリアフリー推進計画の計画期間が満了することに伴い、次期計画の策定に当たって、地域福祉計画とその理念を共有し、密接に連携しながら施策を展開することを目的に、令和8年度を始期とする本計画に包含するものです。策定に当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)の示す基本理念を共有するとともに、東京都福祉のまちづくり条例との整合を図ります。

なお、本計画では、第4期福生市バリアフリー推進計画に掲げた各基本目標を、次の図のとおり、各基本目標に掲げる施策の方向性の中の施策として位置づけて推進します。

■ 第7期福生市地域福祉計画における福生市バリアフリー推進計画の位置づけ



(3) 福生市総合計画（第5期）との関係

「福生市総合計画（第5期）」では、基本構想において目指すまちの姿「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の実現のため、以下の5つの行動指針を設定しています。

生み出す

これまで地域にあったもの、考え方、関係性、活力を基に新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

守る

福生市に受け継がれている想いの^{たすき}襷を大事にすることや福生市に関わるものを犯罪、災害、事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につながります。

育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつながります。

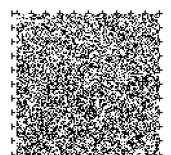
豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにつな갑니다。

つなぐ

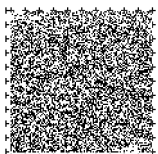
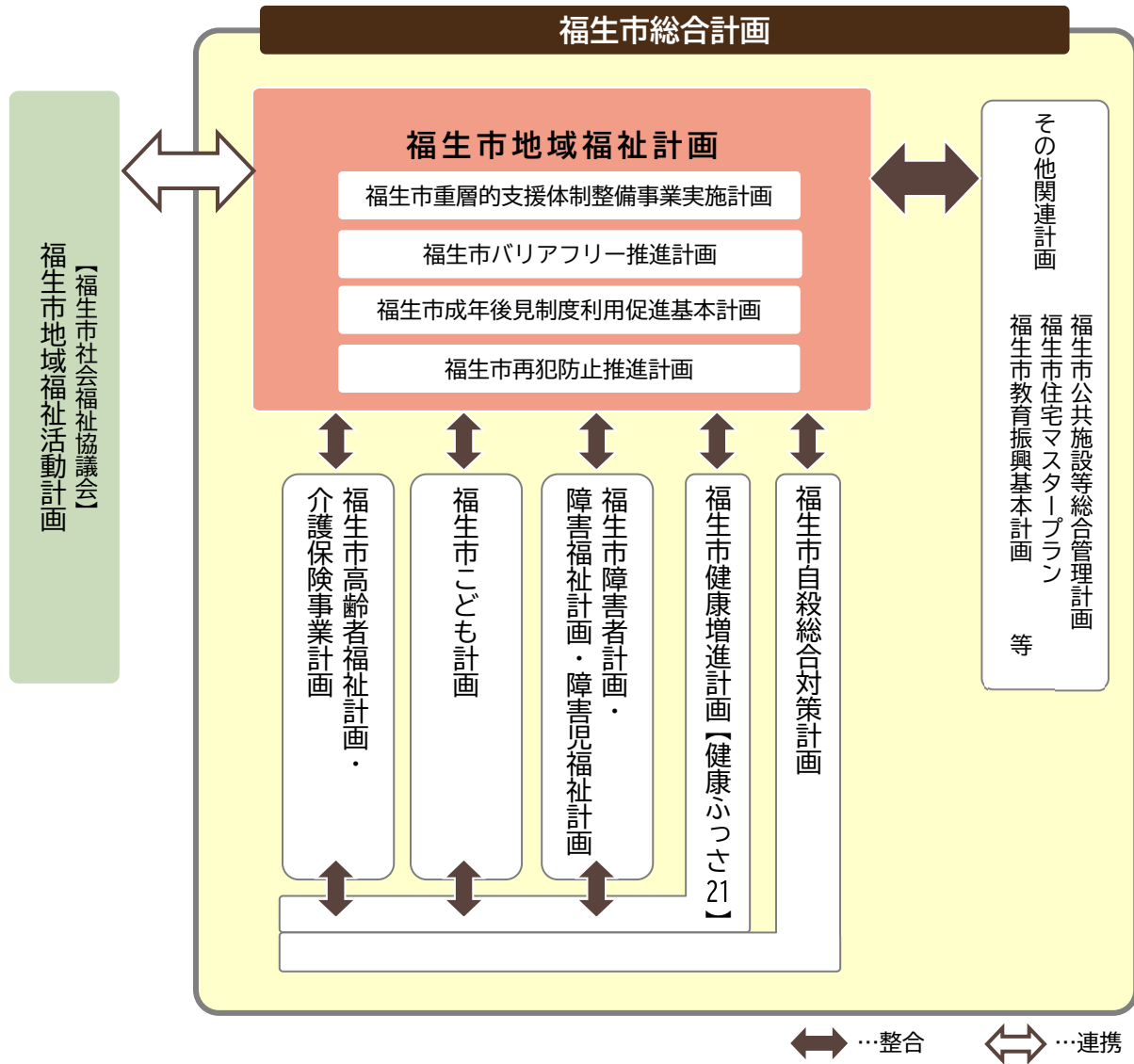
福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつながります。

第7期福生市地域福祉計画も、この5つの行動指針に基づき、福祉施策を推進するための計画として策定します。



(4) 市の主要な計画及び関連計画との関係

福生市地域福祉計画は、福生市の関連する各種計画等との整合を図るとともに、福生市社会福祉協議会が策定する「福生市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。



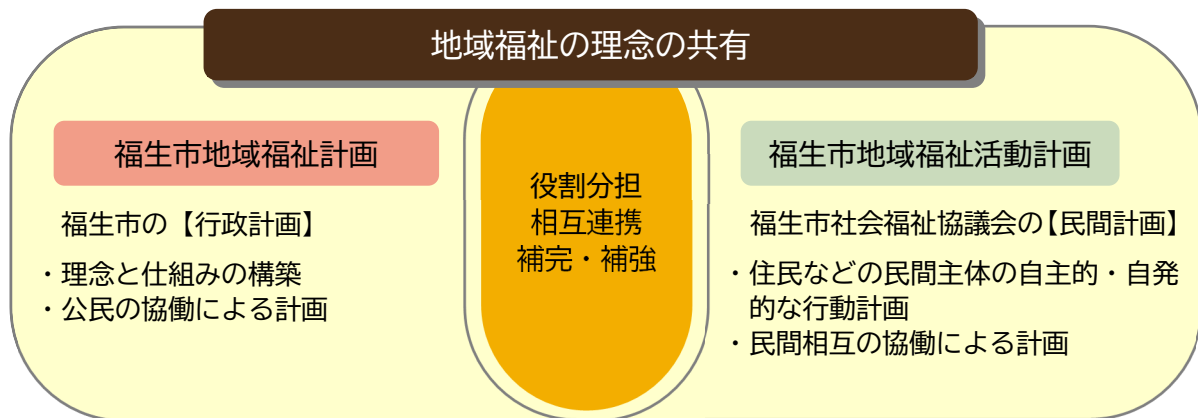
(5) 福生市地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、地域を構成する住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育などの関係機関とともに相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画とともに地域福祉の推進を目指すものであるため、福生市と福生市社会福祉協議会が基本理念、基本目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら地域福祉を進めていきます。

「福生市地域福祉計画」は地域福祉を進めるための「理念」や「仕組み」を、「福生市地域福祉活動計画」は地域福祉を進める住民主体の自主的・自発的な行動計画を定めた計画です。

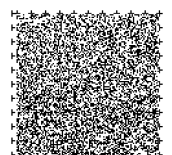
■福生市地域福祉計画と福生市地域福祉活動計画の関係



(6) SDGsとの関係

SDGs (持続可能な開発目標 エスディージーズ) は、「Sustainable Development Goals」を省略したもので、平成27年9月に国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指し、平成28年から令和12年までを期間として、17のゴール、169のターゲットから構成されています。福生市では、福生市総合計画（第5期）後期基本計画において、各施策とSDGsの17のゴールの関連性を示しています。

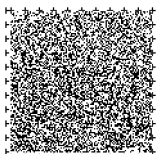
このことを踏まえ、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、特に次のゴールの実現を見据えて、本計画に位置づける各施策の推進を図ります。



 <p>目標1 〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>目標8 〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>
 <p>目標3 〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>目標10 〔不平等〕 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
 <p>目標4 〔教育〕 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>目標11 〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>目標5 〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	 <p>目標16 〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>

出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」（平成29年3月）

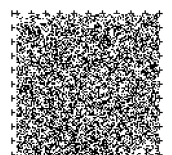
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
福生市総合計画（第5期） （令和2年度～11年度）									
第6期福生市地域福祉計画 （令和3年度～令和7年度） 福生市成年後見制度利用促進基本計画 福生市再犯防止推進計画					第7期福生市地域福祉計画 （令和8年度～令和12年度） 福生市重層的支援体制整備事業実施計画 福生市成年後見制度利用促進基本計画 福生市再犯防止推進計画 福生市バリアフリー推進計画				
第4期福生市バリアフリー推進計画 （令和3年度～令和7年度）									
				福生市重層的支援体制整備事業 実施計画（令和7年度）					



4 策定の体制

本計画は、次の体制で策定を行いました。

第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査（令和6年度）

第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査（以下「基礎調査」という。）を令和6年度に実施しました。

● アンケート調査

市民や地域の実態を把握し、施策や計画の評価指標を検討する基礎資料となることを目的として、アンケート調査を実施しました。

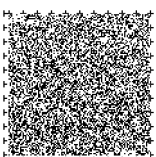
	市民調査 (18歳以上の市民3,000人)	地域福祉関連団体調査 (123団体)
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送配付 ・郵送又はWEB調査での回答を自由選択 ・やさしい日本語版の回答フォームの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送配付 ・郵送での回収
実施期間	令和6年11月7日～11月25日 ※12月9日受付分までを反映	令和6年10月10日～10月27日 ※11月12日受付分までを反映
回収結果	3,000件配付、回収数967件、回収率32.2%	123件配付、回収数82件、回収率66.7%

● ヒアリング調査

地域福祉関連団体アンケート調査に回答のあった団体のうち14団体に聞き取り調査を依頼し、日程調整の結果、11団体への調査を実施しました。

調査方法：グループヒアリング

実施日	聞き取り団体
令和6年 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●特定非営利活動法人インクルージョンセンター東京オレンジ（NPO・ボランティア団体） ●福生市小地域福祉活動鍋一福祉地区「うめぐみ」（地域活動団体） ●合同会社つぼみ（福祉事業者）
令和7年 1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ●電話による傾聴ボランティアの会「なごみ」（NPO・ボランティア団体） ●労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（福祉事業者） ●楓ヶアプランセンター（福祉事業者） ●特定非営利活動法人ヒューマンケア（NPO・ボランティア団体） ●障がい児・者と家族の会ぷくぷく（障害者団体）
令和7年 1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの食堂ママごはん（NPO・ボランティア団体） ●傾聴ボランティア“ハピネス”（NPO・ボランティア団体） ●社会福祉法人あすはの会（福祉事業者）



計画策定（令和7年度）

● 附属機関の体制

名称	福生市地域福祉推進委員会
構成員	学識経験者及び福祉保健関係機関、医療関係機関、ボランティア団体、公募による市民、社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表
開催回数	6回
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福生市長から諮問を受け、計画の内容について委員会において協議を行った後、福生市長に対して答申を実施 ・福生市から委員会に対し、パブリックコメントを踏まえた対応について報告

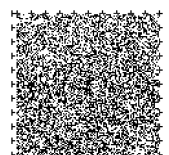
● 庁内の体制

名称	福生市福祉連携会議
構成員	関係する部門の課長職
開催回数	2回
実施内容	計画策定のための協議

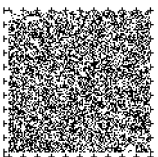
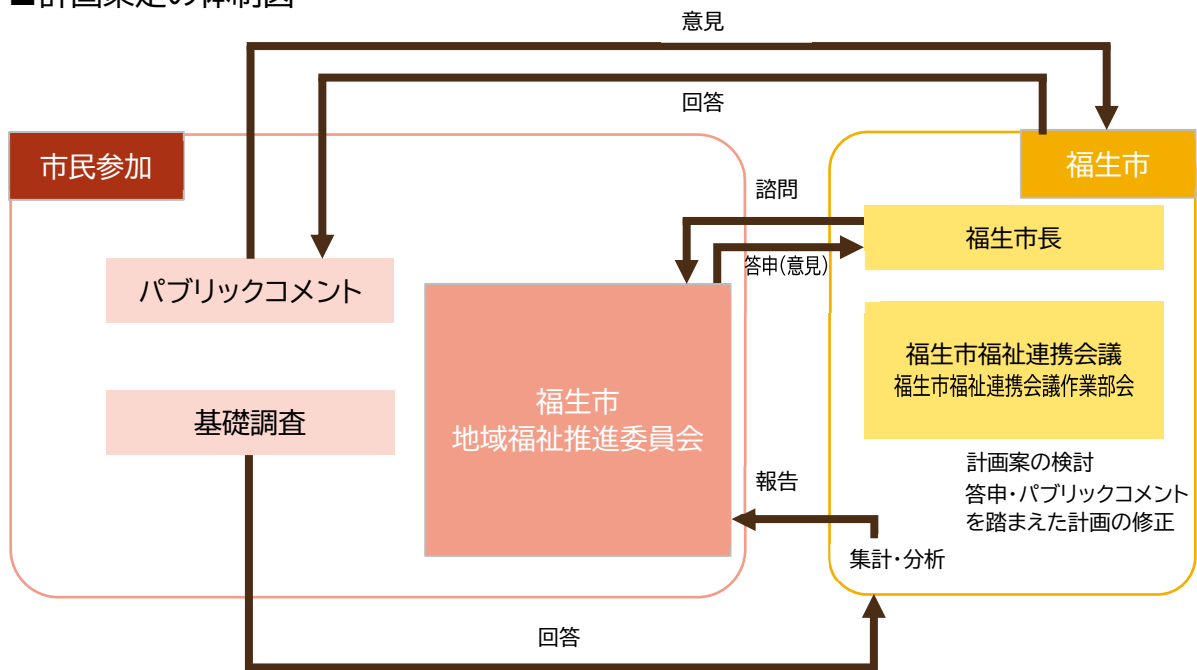
名称	福生市福祉連携会議作業部会
構成員	関係する部門の係長職
開催回数	2回
実施内容	計画策定のための協議

● パブリックコメント（市民意見公募）

実施内容	・福生市地域福祉推進委員会からの答申を踏まえて作成した計画案を公表し、市民からの意見募集を実施
実施期間	令和7年12月11日～令和8年1月9日
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設等での閲覧及び市ホームページでの掲載 ・持参、郵送、FAX、オンラインのいずれかの方法で意見を受付
意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年2月に、市民から寄せられた意見を踏まえ、計画への反映を検討 ・意見の内容と、それに対する市の考え方を公表



■ 計画策定の体制図



第2章

福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データに基づく福生市の現状

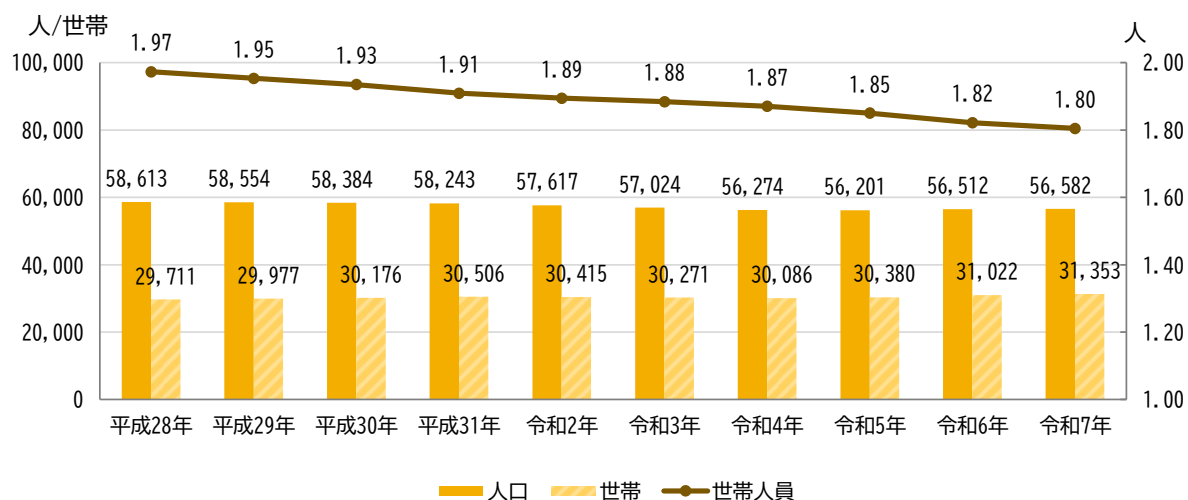
統計データから把握される福生市の状況をまとめています。なお、割合を示す統計は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

(1) 人口・世帯の状況

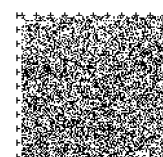
● 人口・世帯の推移

福生市の総人口をみると、令和5年まで減少傾向にありましたが、以降は増加し、令和7年時点で56,582人となっています。

世帯数も同様に令和5年以降増加しており、世帯人員は平成28年の1.97人から令和7年の1.80人へと減少しています。

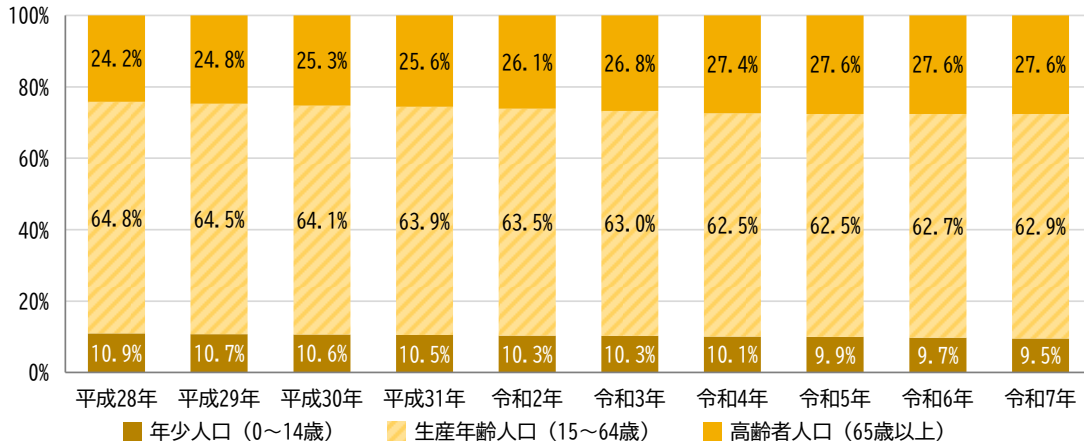


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



● 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合は年々減少しています。生産年齢人口割合は令和5年まで減少傾向にありましたが、近年増加がみられます。高齢者人口割合は近年横ばいとなっています。



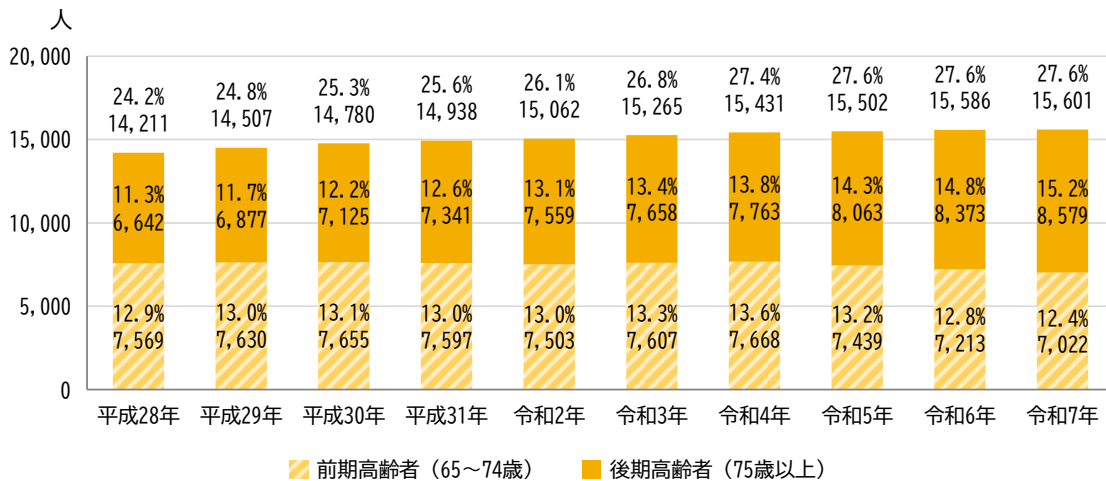
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 高齢者の状況

● 高齢者人口の推移

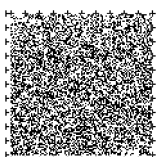
高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和7年時点で15,601人、総人口の27.6%となっています。

内訳をみると、前期高齢者は増減を繰り返しながら近年は減少している一方、後期高齢者は一貫して増加傾向にあります。



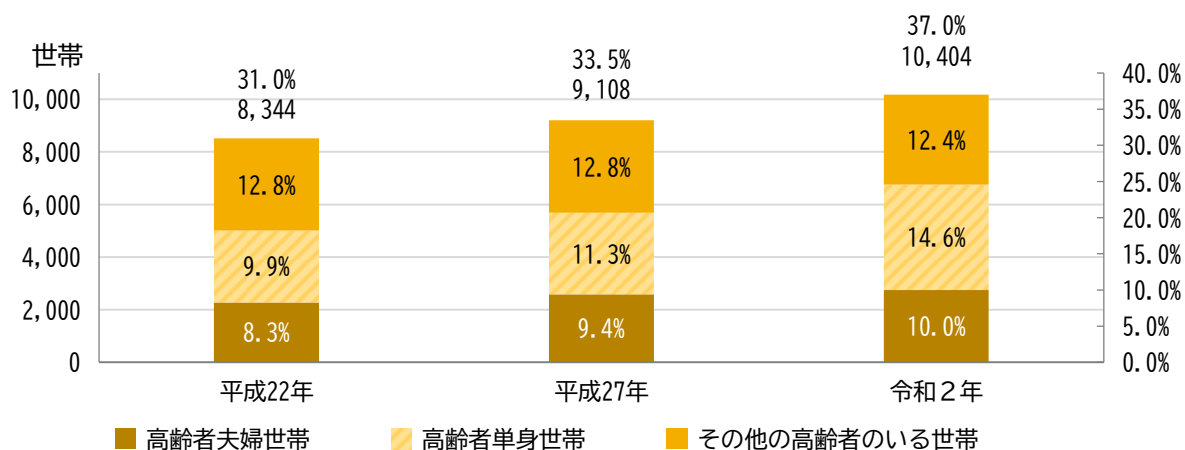
※各区分で割合を算出し、小数点以下第2位で四捨五入しているため足し合わせても合計値と一致しない場合がある。

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



● 高齢者のいる世帯数の推移

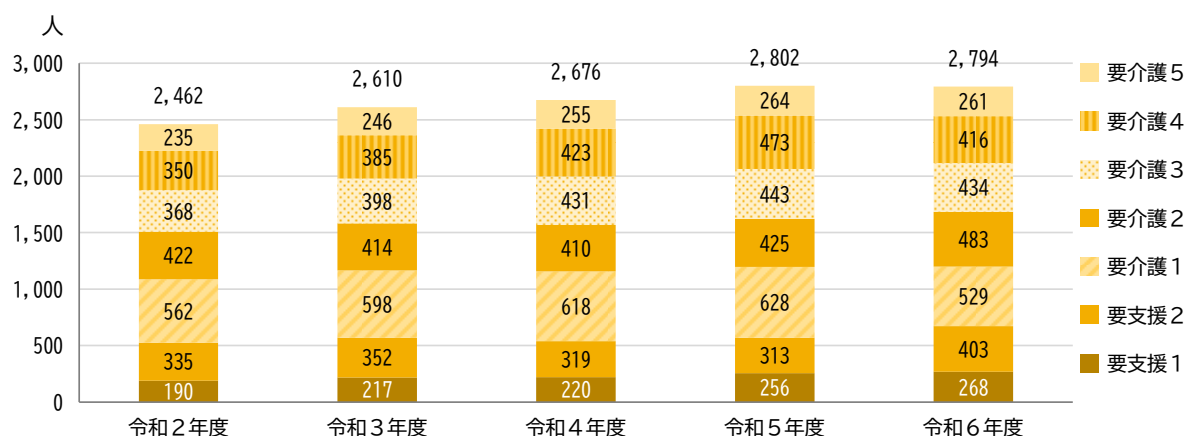
高齢者のいる世帯数をみると、令和2年時点では10,404世帯、一般世帯数に占める割合は37.0%となっています。内訳をみると、特に高齢者単身世帯の伸びが大きくなっています。



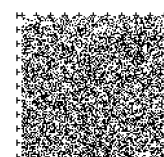
資料：国勢調査

● 要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数の推移をみると、令和5年度まで年々増加しており、令和6年度時点で2,794人となっています。



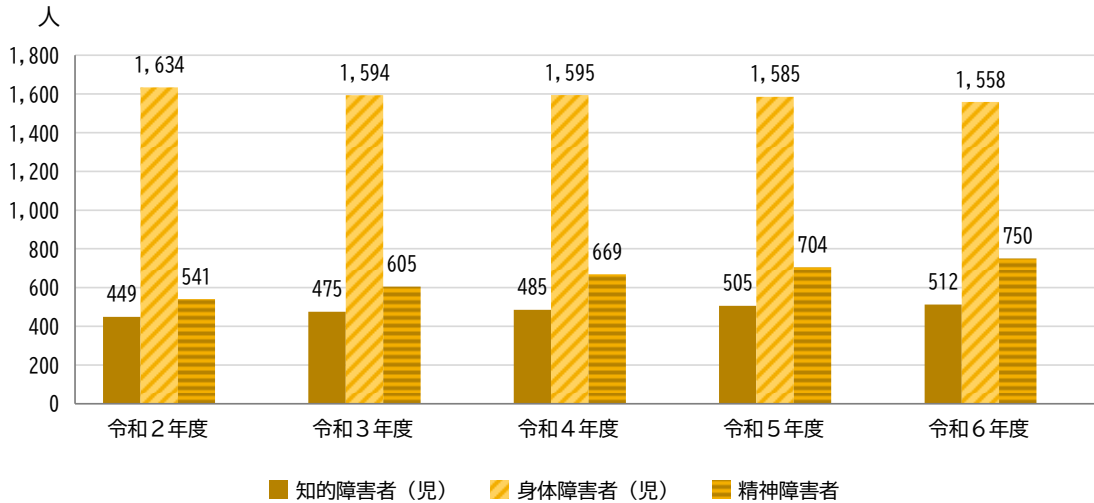
資料：事務報告書（各年度）



(3) 障害のある人の状況

● 障害者手帳登録者の推移

障害者手帳登録者数の推移をみると、身体障害者（児）はおおむね減少傾向にありますが、知的障害者（児）、精神障害者は増加傾向にあります。



資料：事務報告書（各年度）

● 身体障害者（児）手帳登録者数

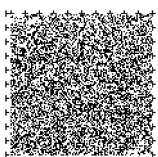
令和6年度における身体障害者（児）手帳登録者数は、肢体不自由が685人、視覚障害が124人、聴覚障害・言語障害が183人、内部障害が566人、合計で1,558人となっています。

（単位：人）

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・言語障害	内部障害	計
1級	130	32	-	344	506
2級	127	49	41	8	225
3級	120	7	26	55	208
4級	204	9	52	159	424
5級	68	20	0	-	88
6級	36	7	64	-	107
計	685	124	183	566	1,558

※該当する等級がないものは「-」と表示

資料：事務報告書（令和6年度）



● 知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数

令和6年度における知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は、1度（最重度）が11人、2度（重度）が109人、3度（中度）が106人、4度（軽度）が286人、合計で512人となっています。

（単位：人）

1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）	計
11	109	106	286	512

資料：事務報告書（令和6年度）

● 精神障害者保健福祉手帳登録者数

令和6年度における精神障害者保健福祉手帳登録者数は、1級が50人、2級が396人、3級が304人、合計で750人となっています。

（単位：人）

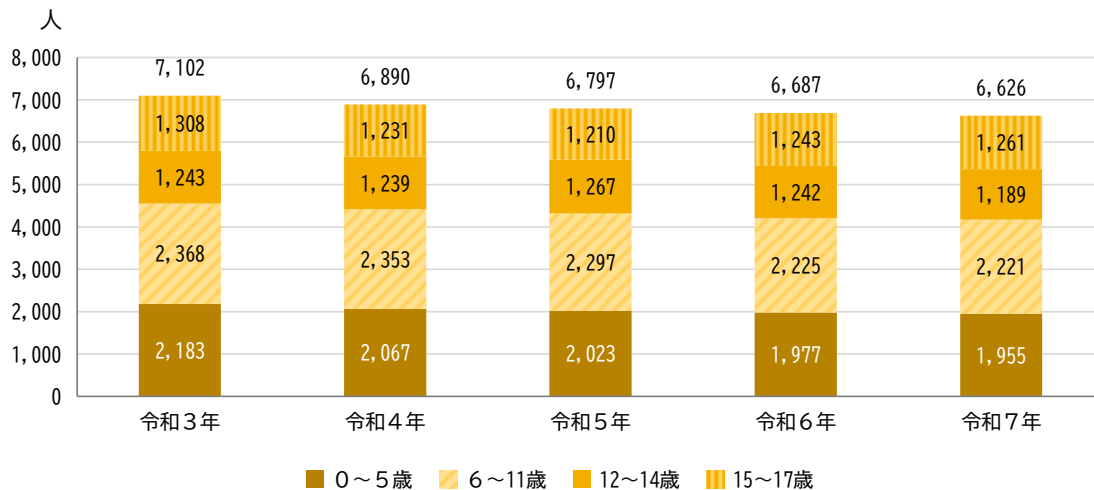
1級	2級	3級	計
50	396	304	750

資料：事務報告書（令和6年度）

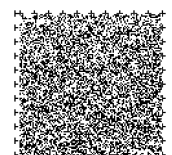
（4）子ども・子育て世帯の状況

● 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、年々減少傾向にあり、令和7年時点で6,626人となっています。年齢階級別にみると、12～14歳と15～17歳が横ばいで推移しており、その他の区分は減少傾向にあります。



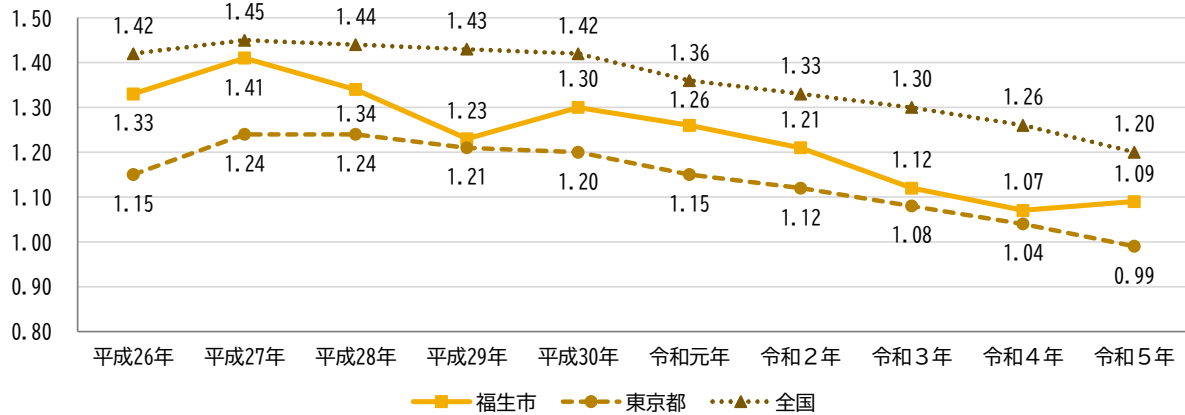
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



● 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、おおむね減少傾向にありますが、令和5年は増加し1.09となっています。

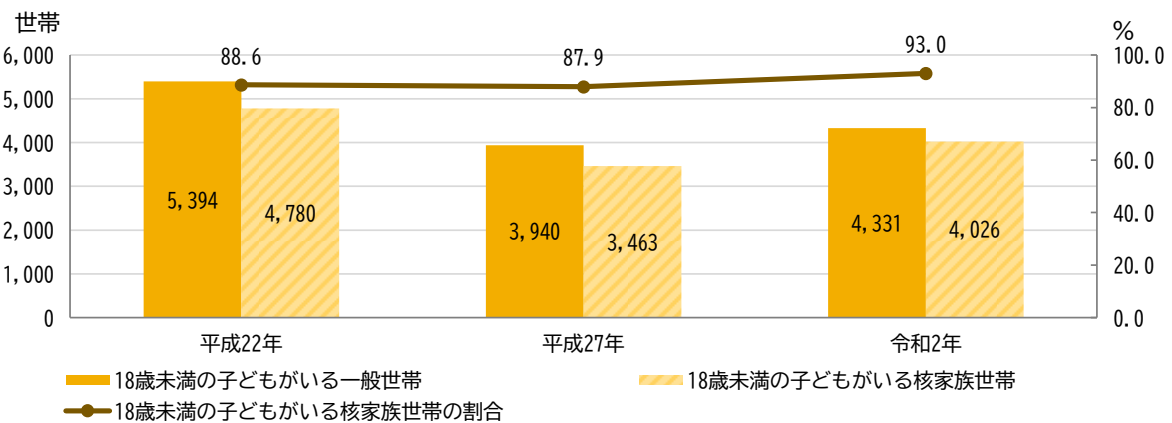
過去10年間いずれも全国を下回り、東京都を上回って推移しています。



資料：人口動態統計

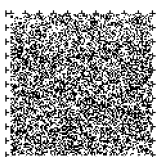
● 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数、核家族世帯数いずれも平成22年と比較して減少していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年は93.0%となっています。



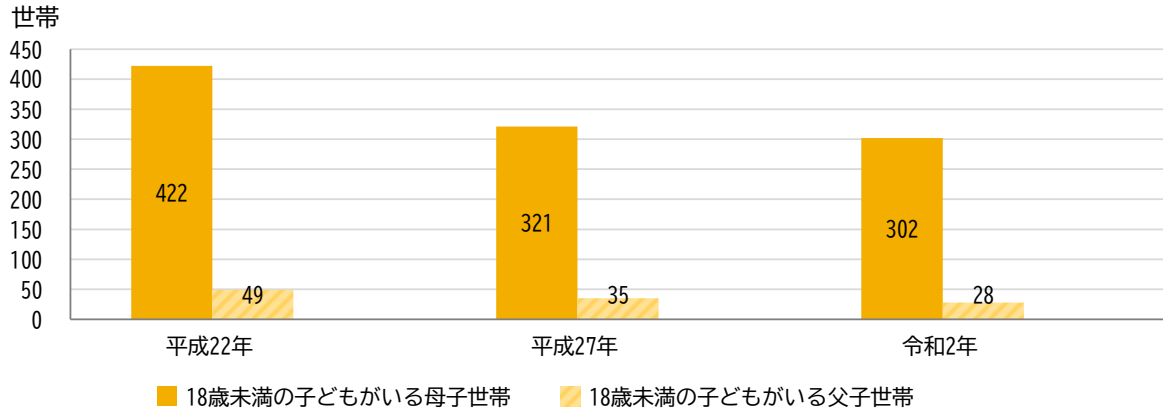
※国勢調査において「一般世帯」とは「施設等の世帯」以外の世帯を示す。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などの世帯を示す。

資料：国勢調査



● ひとり親家庭の推移

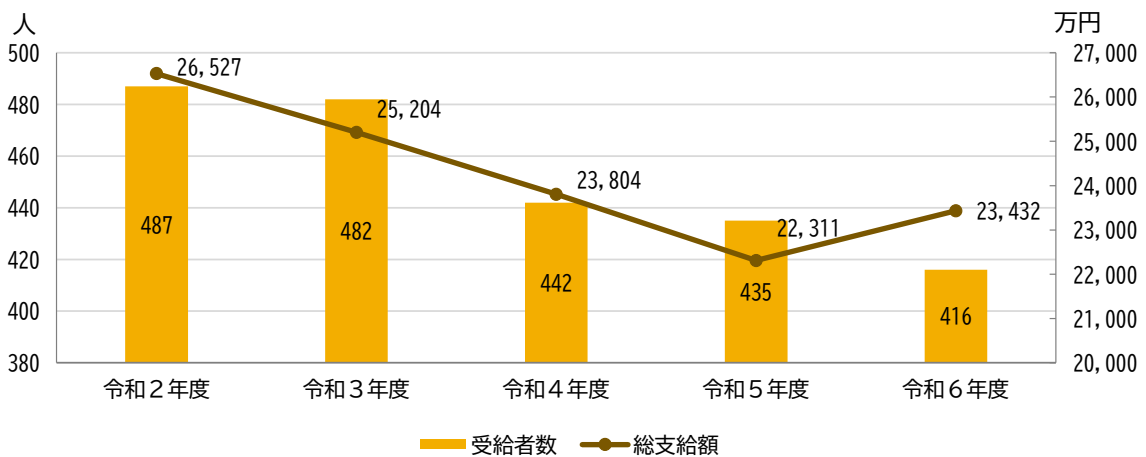
ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯、父子世帯いずれも減少傾向にあります。



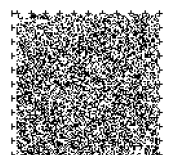
資料：国勢調査

● 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当認定・支給状況をみると、受給者数、総支給額いずれもおおむね減少傾向にありますが、令和6年度に総支給額が増加しています。



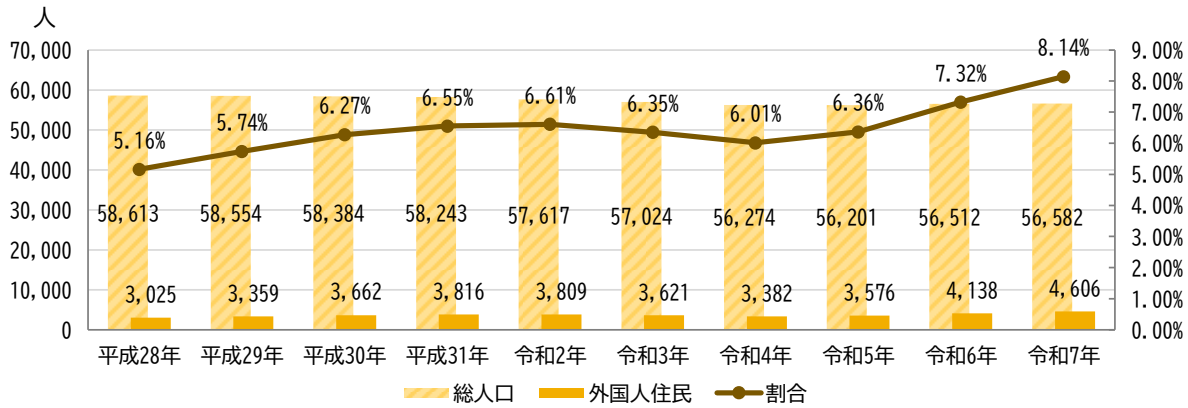
資料：事務報告書（各年度）



(5) 外国人住民の状況

● 外国人住民の推移

外国人住民の推移をみると、令和2年から令和4年まで一時的に減少していますが、増加傾向にあり、令和7年時点で4,606人、総人口の8.14%となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

● 国籍・地域別外国人住民

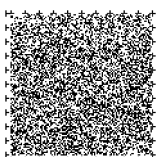
外国人住民を国籍・地域別にみると、ベトナムが1,227人と最も多く、次いでネパールが802人、中国が475人となっています。

また、住民数が5人以下となっている国籍・地域は37地域となっています。

(単位：人)

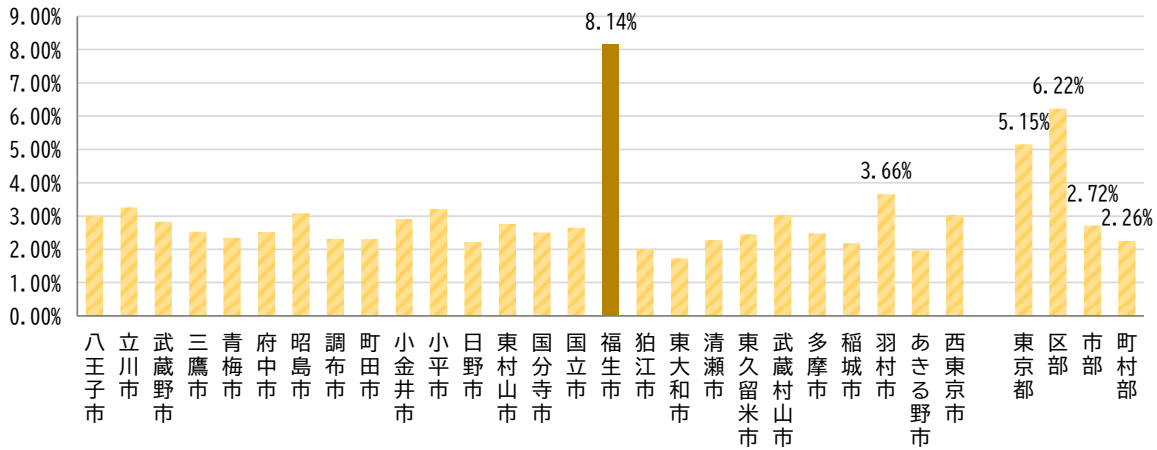
国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
ベトナム	1,227	台湾	97	イラン	13
ネパール	802	パキスタン	89	マレーシア	13
中国	475	バングラデシュ	80	英国	9
フィリピン	467	ギニア	78	ウズベキスタン	9
ペルー	213	インドネシア	67	カナダ	9
ミャンマー	183	ブラジル	47	ウクライナ	7
韓国	157	モンゴル	39	ナイジェリア	7
タイ	117	スリランカ	38	ブルキナファソ	7
米国	108	ガーナ	36	ニュージーランド	7
インド	100	朝鮮	18	その他・無国籍	87
				合計	4,606

資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）



● 外国人住民割合の比較

総人口に占める外国人住民の割合を市部と比較すると、福生市は8.14%と最も高くなっています。また、2番目に高い羽村市の割合に対し2倍以上となっているほか、東京都や区部と比較しても多くなっています。

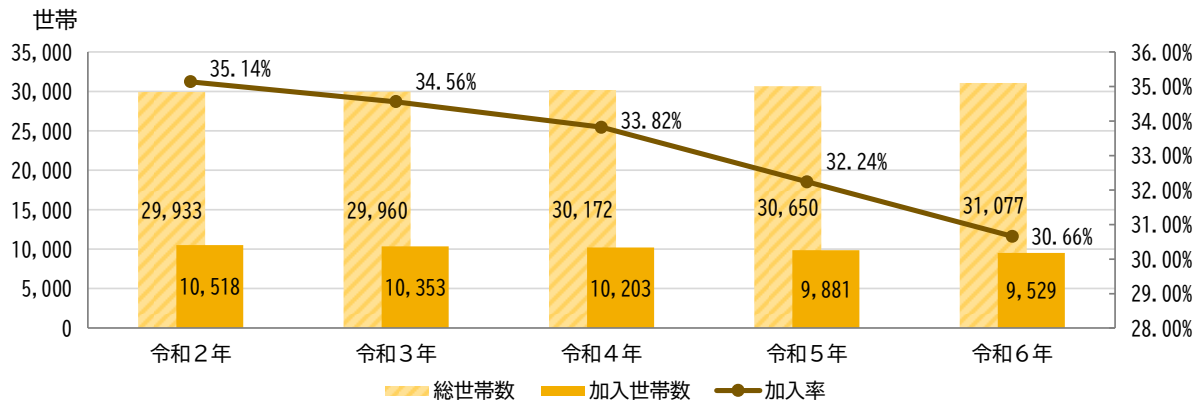


資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

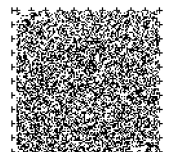
(6) 地域活動・市民活動の状況

● 町会・自治会加入世帯・加入率の推移

町会・自治会加入世帯の推移をみると、世帯数が増加している一方で町会・自治会加入世帯は減少しています。加入率は令和6年時点で30.66%となっています。



資料：福生市ホームページ（各年10月現在）



● ボランティア・市民活動の状況

ふっさボランティア・市民活動センター登録人数は重複者を含め6,348人、登録団体数は163団体となっています。

登録団体数	団体登録人数 (重複者含む)	個人登録人数 (重複者含む)	登録人数合計 (重複者含む)
163団体	5,331人	1,017人	6,348人

資料：福生市社会福祉協議会（令和7年4月1日現在）

市内の市民活動の拠点である輝き市民サポートセンターに登録している市民活動団体は96団体となっています。

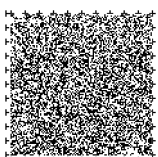
そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が35団体、社会教育の推進を図る活動が31団体、まちづくりの推進を図る活動が41団体、災害救援活動が4団体、地域安全活動が10団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が13団体、国際協力の活動が9団体、子どもの健全育成を図る活動が32団体となっています。（重複含む）

（単位：件）

輝き市民サポートセンターに登録している市民活動団体の活動分野別分類（複数登録）

活動分野	登録件数
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	35
2 社会教育の推進を図る活動	31
3 まちづくりの推進を図る活動	41
4 観光の振興を図る活動	9
5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	42
7 環境の保全を図る活動	7
8 災害救援活動	4
9 地域安全活動	10
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	13
11 国際協力の活動	9
12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	7
13 子どもの健全育成を図る活動	32
14 情報化社会の発展を図る活動	6
15 科学技術の振興を図る活動	3
16 経済活動の活性化を図る活動	12
17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	4
18 消費者の保護を図る活動	5
19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	7
20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	2
合計	282

資料：事務報告書（令和6年度）



● NPO法人（特定非営利活動法人）の状況

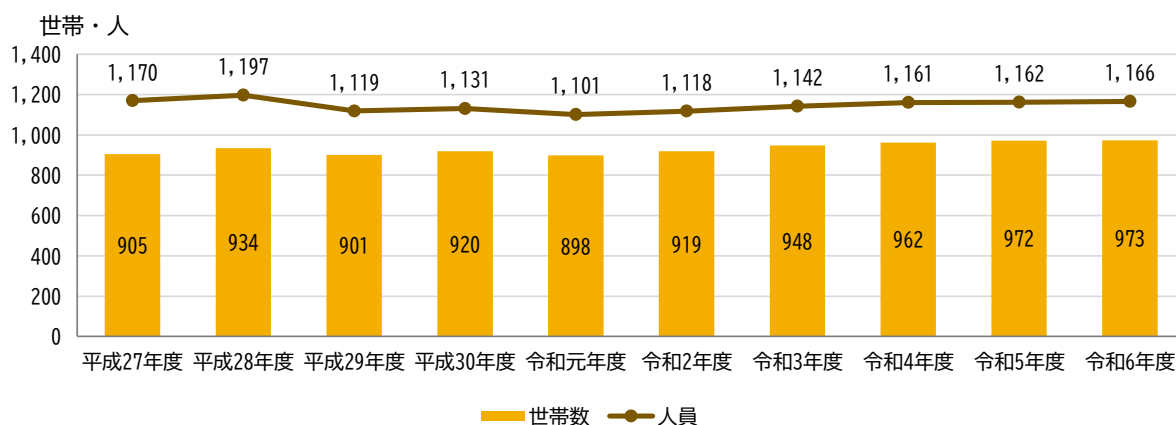
市内に主たる事務所を置く東京都認証・内閣府認証の特定非営利活動法人は、20団体となっています。（令和7年6月現在の認証NPO法人）

そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が12団体、社会教育の推進を図る活動が8団体、まちづくりの推進を図る活動が6団体、災害救援活動が3団体、地域安全活動が2団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が4団体、国際協力の活動が5団体、子どもの健全育成を図る活動が11団体となっています。（重複含む）

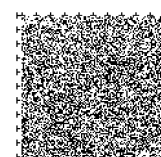
（7）生活保護の状況

● 被保護人員及び被保護世帯の推移

被保護人員及び被保護世帯の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度以降は増加傾向にあります。令和6年度時点で被保護人員が1,166人、被保護世帯が973世帯となっています。



資料：事務報告書（各年度）

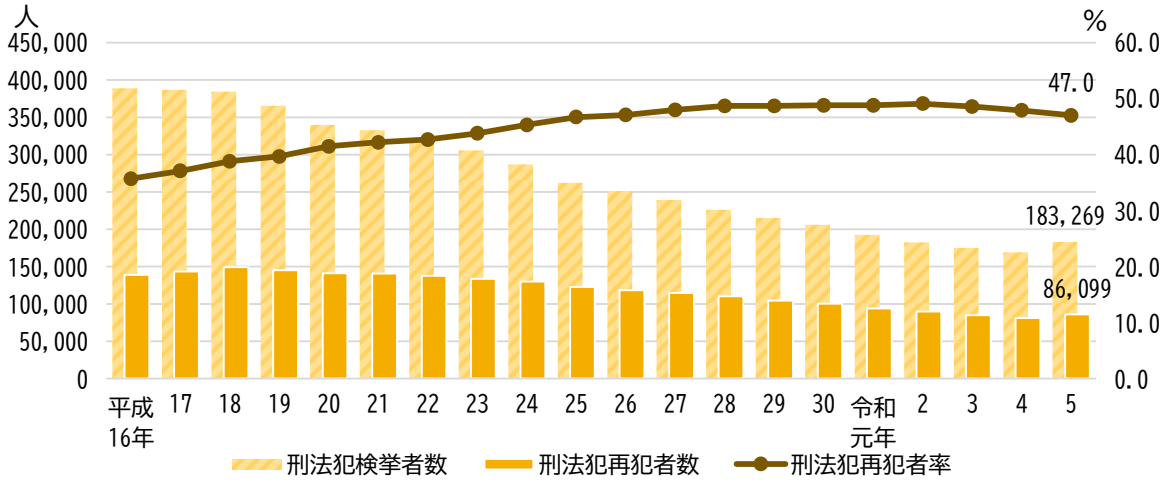


(8) 再犯率の状況

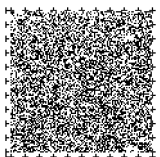
● 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年から令和4年まで、毎年減少していますが、令和5年は17年ぶりに増加し、86,099人となっています。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じ、令和5年は47.0%となっています。



資料：令和6年版再犯防止推進白書（法務省）

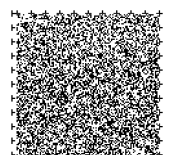


2 基礎調査等から見る市民意識

「市民調査」とは基礎調査における市民調査結果を、「団体調査」とは同調査における地域福祉関連団体調査結果を示しています。

図表の見方

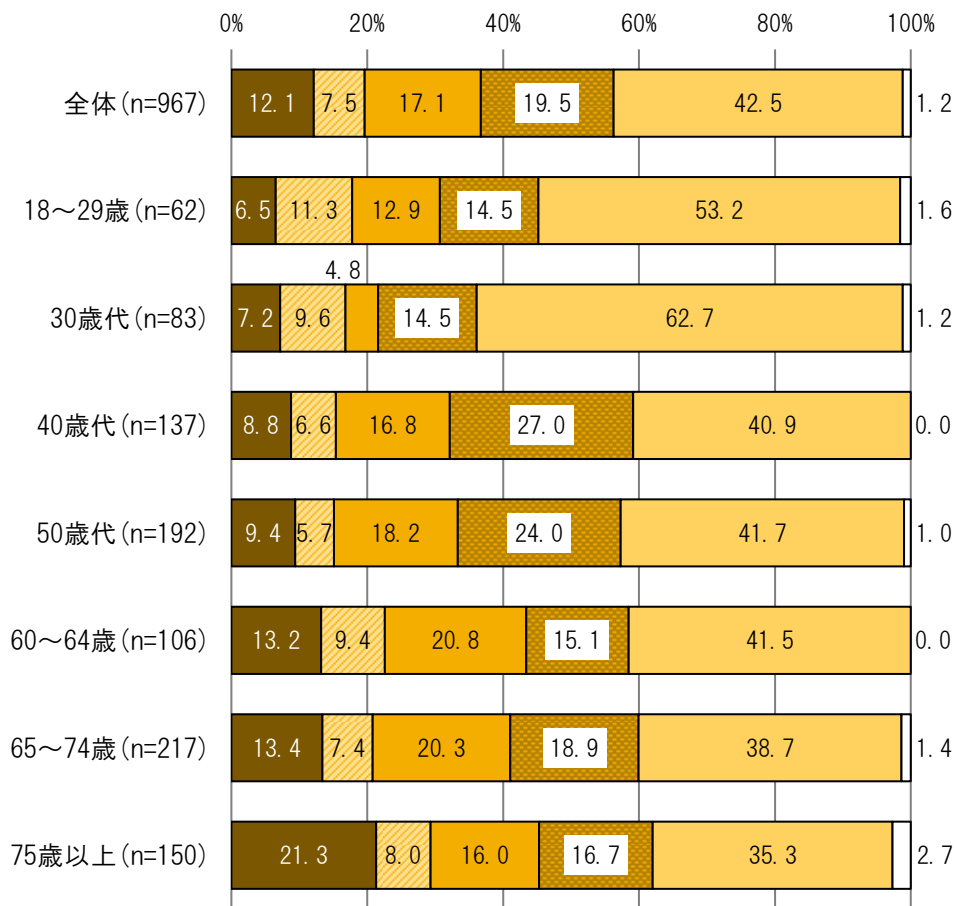
- 回答結果の割合(%)は、集計対象者数に対するそれぞれの回答数の割合を、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、それぞれの回答結果の割合の合計は100.0%を超えることがあります。
- グラフ・表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- グラフ・表中の「n (number of cases)」は、集計対象者数を表しています。回答者を限定する条件のある設問では、集計対象も限定されるため、nの値が異なる場合があります。
- クロス集計の結果の記載に当たり、分析軸となる項目の「無回答」は省略しています。そのため、分析軸となる項目の回答者数の合計は、全体の数と一致しない場合があります。



(1) 地域での活動について

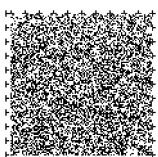
地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについて、全体では「取り組んだことはない」が42.5%と最も多く、次いで「やりたい気持ちはあるが、取り組んだことはない」が19.5%、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が17.1%となっています。取り組んだことはないものの、意欲のある市民が一定数いることがうかがえます。【市民調査より】

■地域活動やボランティア活動への取組状況（単数回答）



- 現在、継続的に取り組んでいる
- たまに、取り組むことがある
- 取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない
- やりたい気持ちはあるが、取り組んだことはない
- 取り組んだことはない
- 無回答

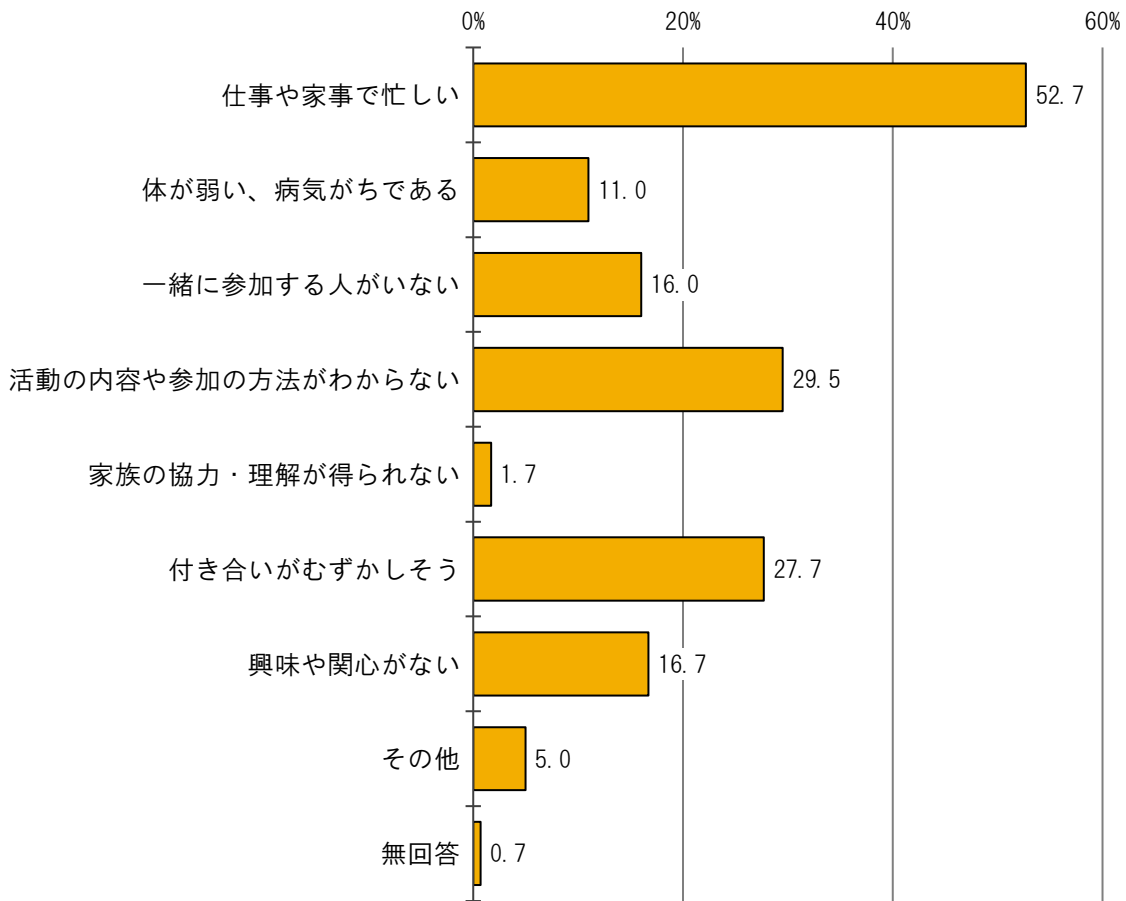
資料：市民調査（令和6年）



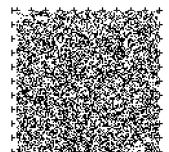
地域活動やボランティア活動に取り組んだことがない理由について、全体では「仕事や家事で忙しい」が52.7%と最も多く、次いで「活動の内容や参加の方法がわからない」が29.5%、「付き合いがむずかしそう」が27.7%となっています。【市民調査より】

■（取り組んだことがない人）取り組んだことがない理由（複数回答）

n=600



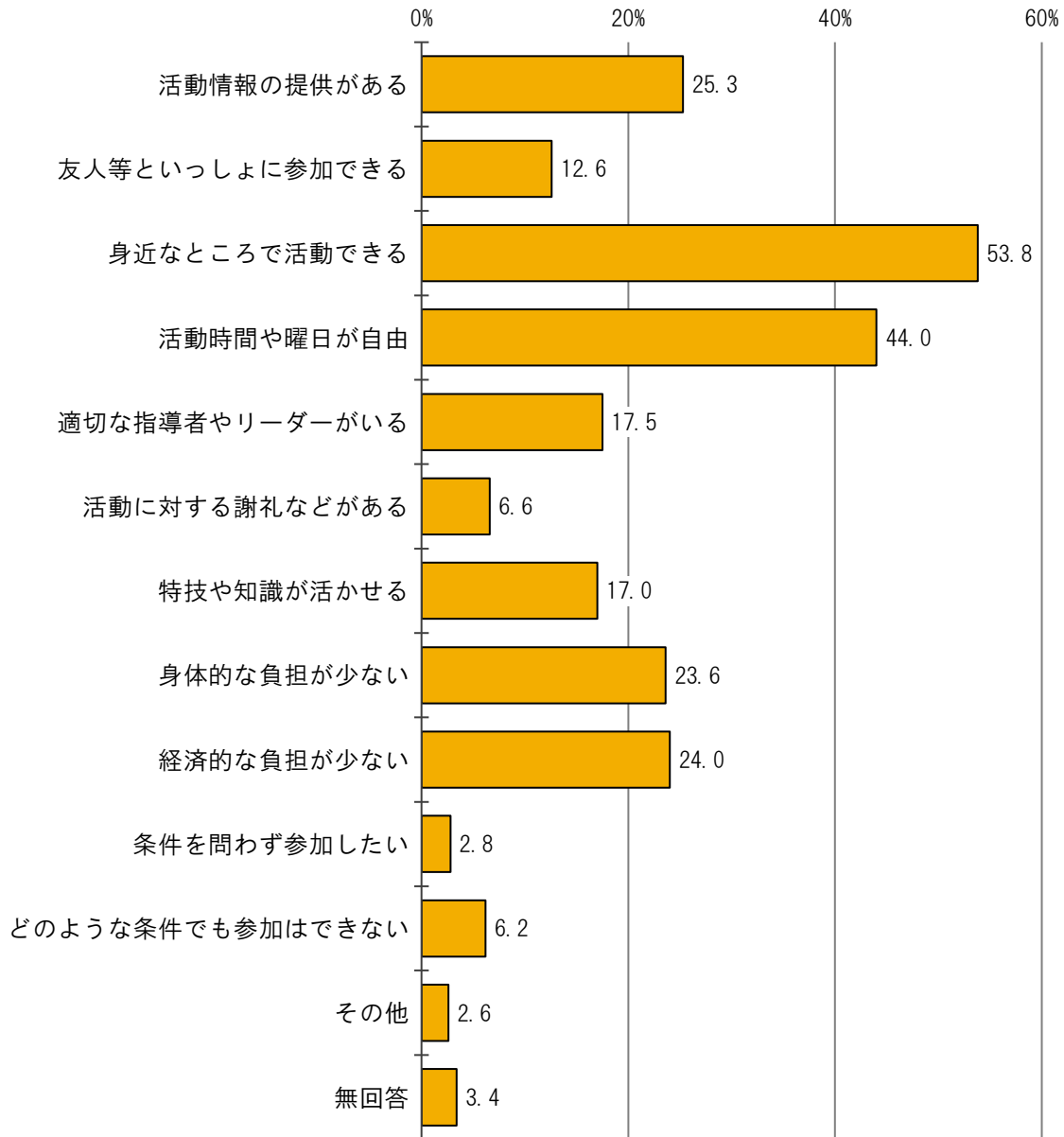
資料：市民調査（令和6年）



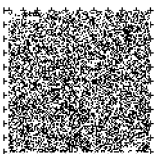
地域活動やボランティア活動に参加しようとする際、どのような点を重視するかについて、全体では「身近なところで活動できる」が53.8%と最も多く、次いで「活動時間や曜日が自由」が44.0%、「活動情報の提供がある」が25.3%となっています。【市民調査より】

■地域活動やボランティア活動に参加しようとする際、重視する点（複数回答）

n=967



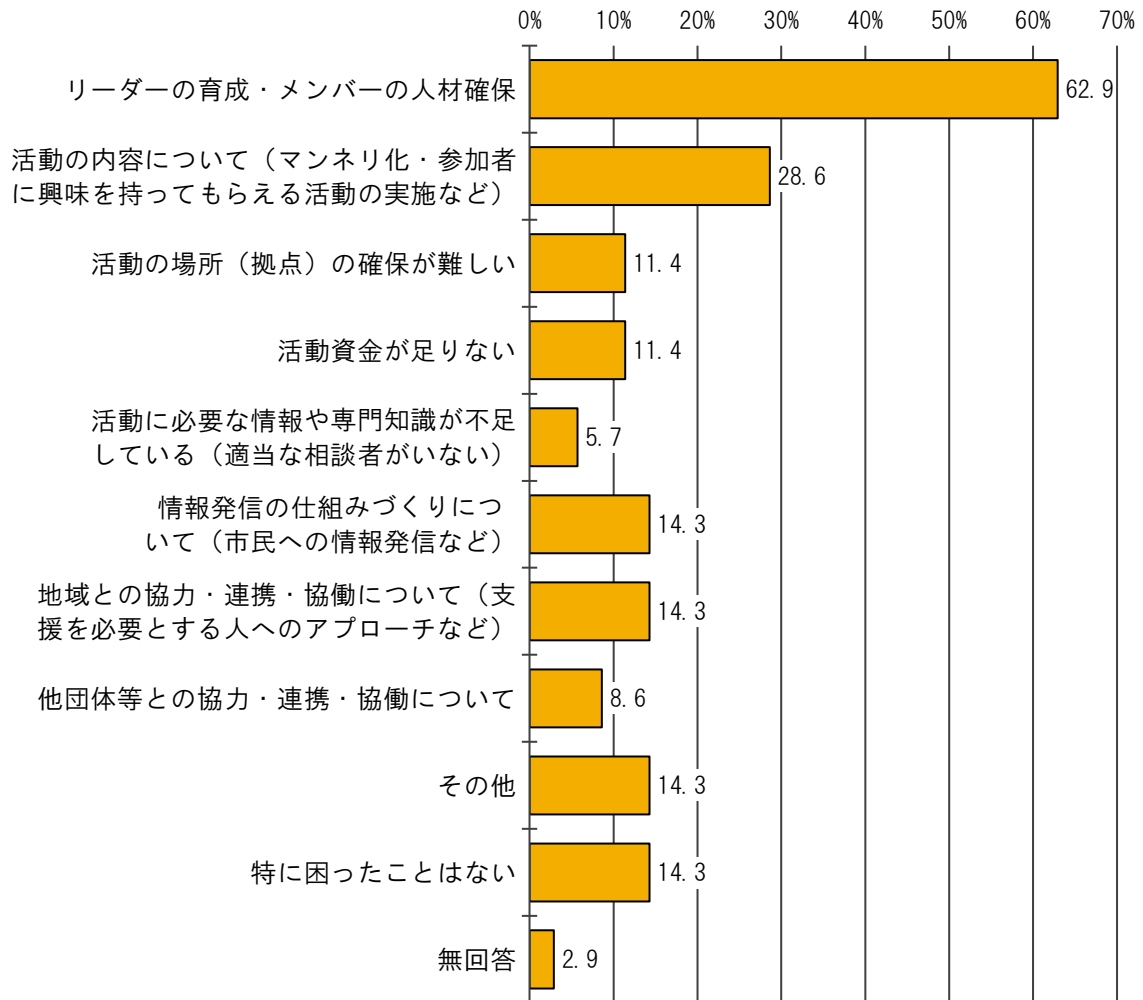
資料：市民調査（令和6年）



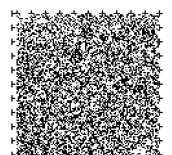
「地域活動団体」「NPO・ボランティア団体」において、活動を行う上で困っていることについて、「リーダーの育成・メンバーの人材確保」が62.9%と最も多くなっています。【団体調査より】

■（「地域活動団体」「NPO・ボランティア団体」のみ）団体が活動を行う上で困っていること（複数回答）

n=35



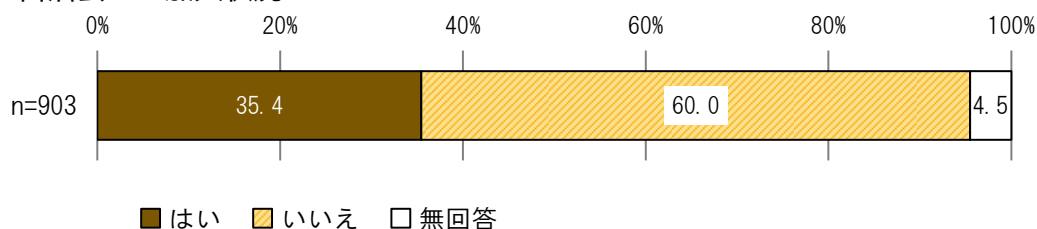
資料：団体調査（令和6年）



(2) 地域とのつながりについて

町会・自治会の加入状況について、加入していない割合は60.0%となっています。加入していない理由としては「仕事・学業・家事などで忙しく参加する時間がないから」が48.7%と最も多く、次いで「加入のメリットが感じられないから」が33.6%、「役員などになりたくないから」が26.6%となっています。【市政世論調査（令和6年）より】

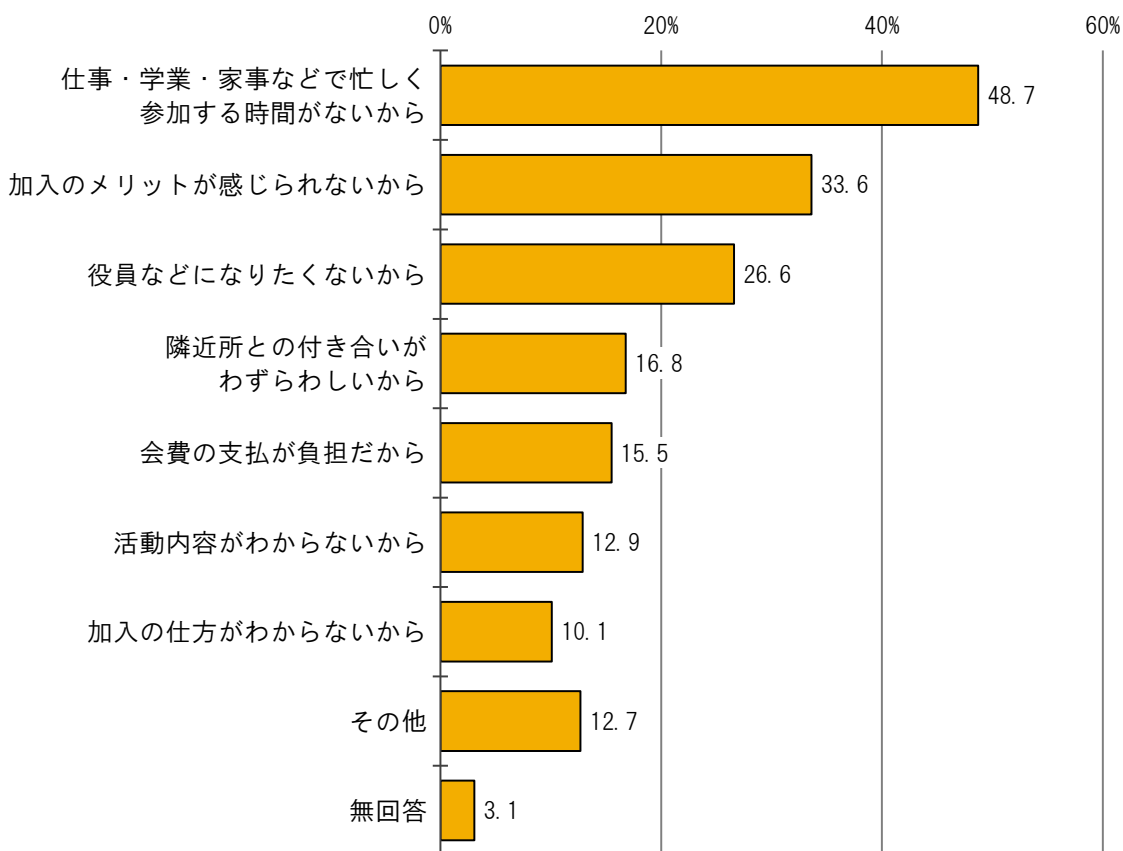
■町会・自治会への加入状況



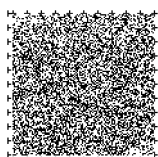
資料：市政世論調査（令和6年）

■町会・自治会へ加入していない理由

n=542

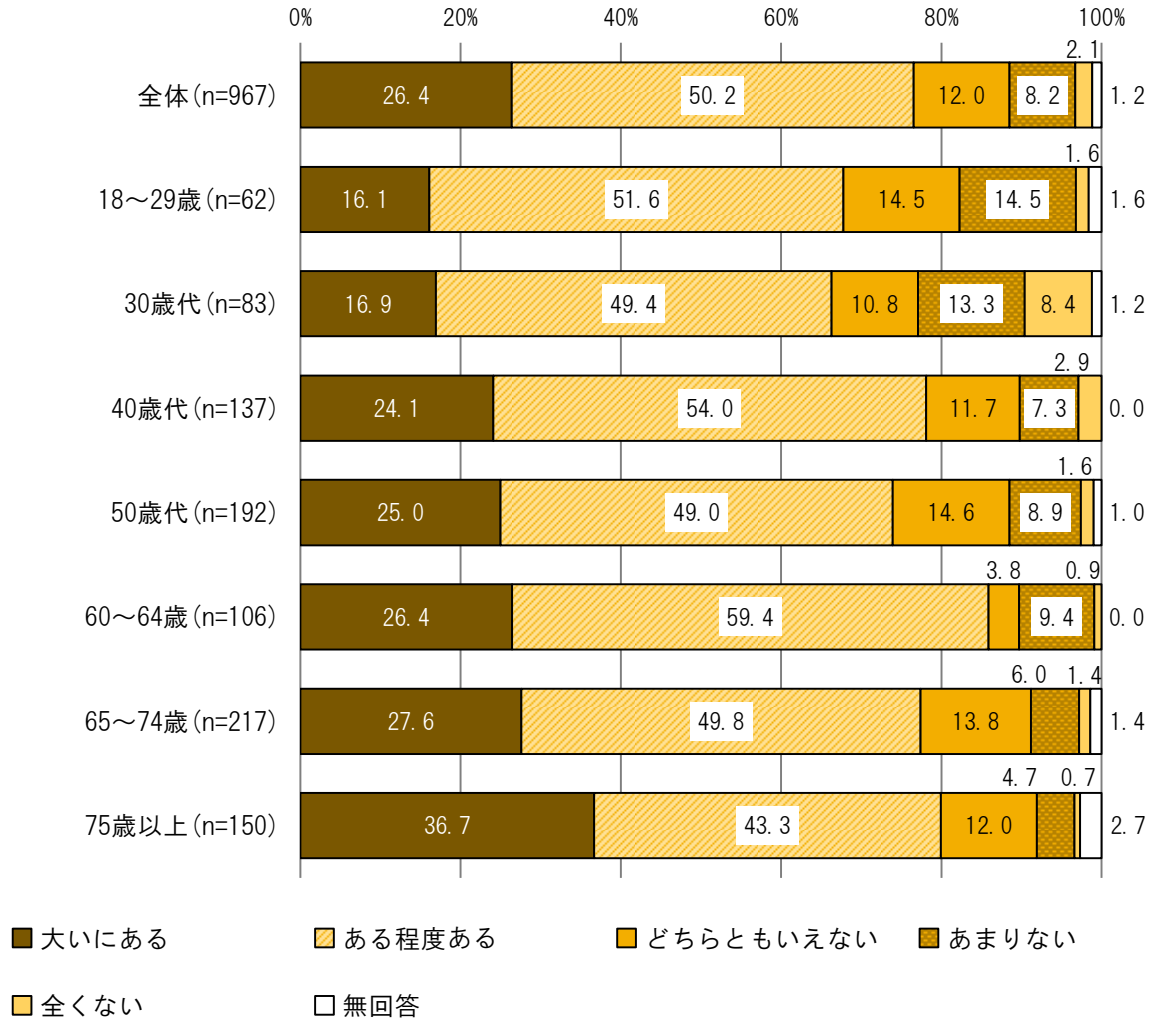


資料：市政世論調査（令和6年）

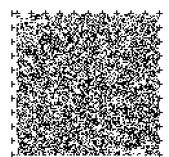


福生市への愛着は、いずれの年齢も「ある程度ある」が最も多くなっています。また、年齢層が上がるほど「大いにある」の割合が増加する傾向にあります。【市民調査より】

■福生市に愛着があるか（単数回答）

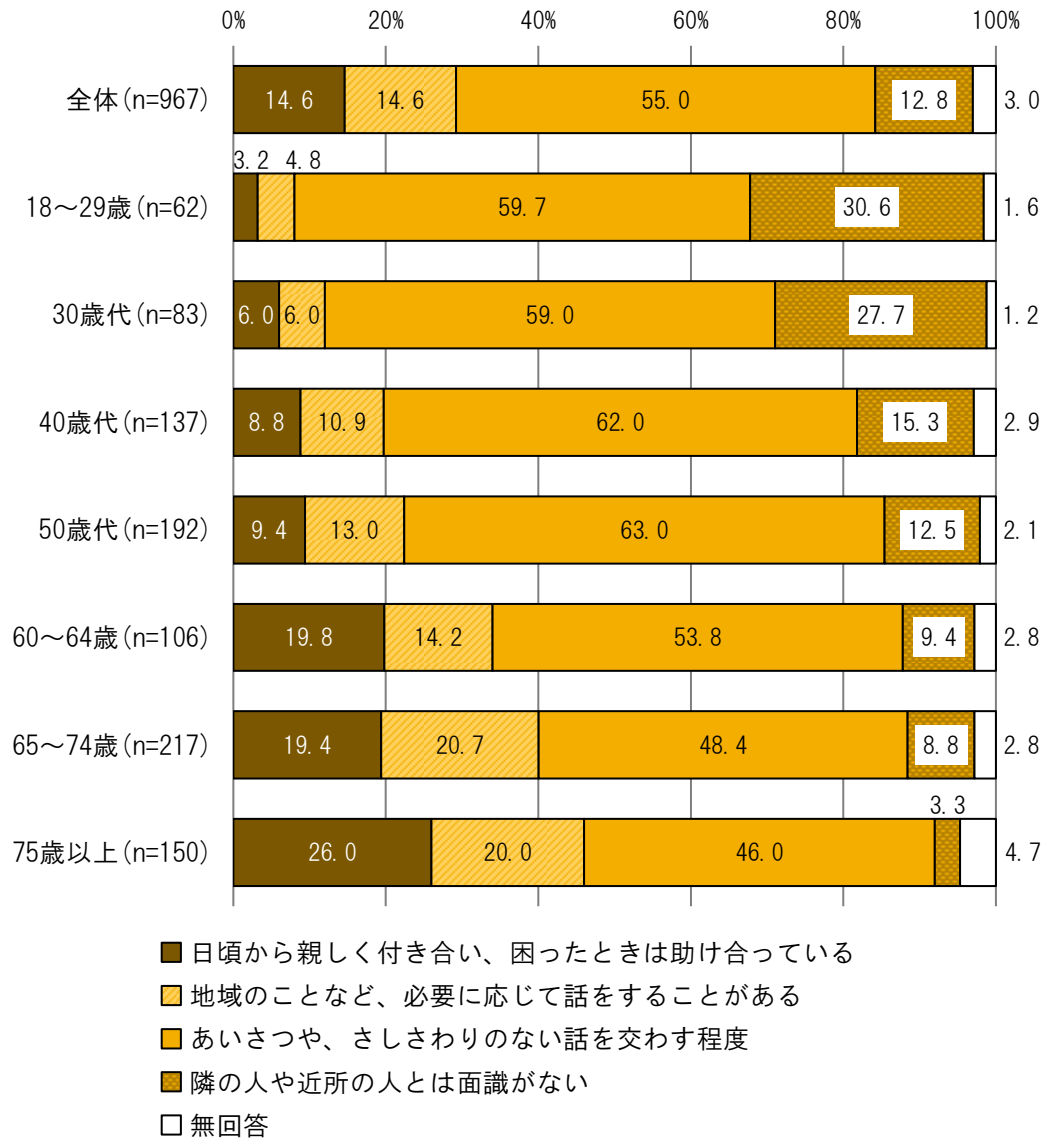


資料：市民調査（令和6年）

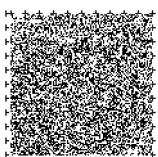


どのような近所付き合いをしているかについて、年齢別にみると、いずれも「あいさつや、さしさわりのない話を交わす程度」が最も多くなっています。また、年齢層が上がるほど近所との付き合いが親密になる傾向にあります。【市民調査より】

■現在の近所付き合い（単数回答）

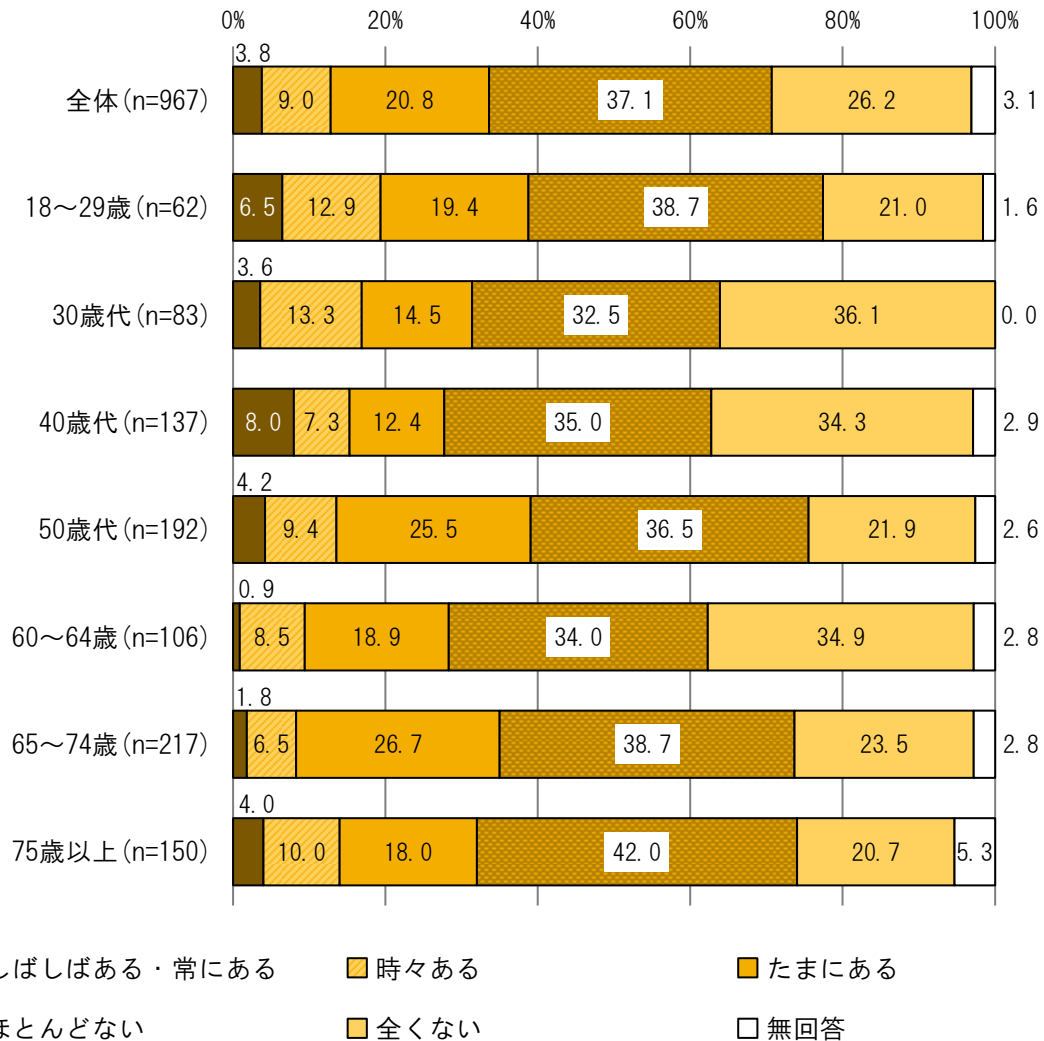


資料：市民調査（令和6年）

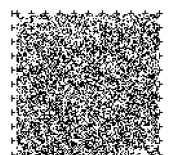


孤独であると感じることがあるかについて、年齢別にみると、40歳代では、「しばしばある・常にある」が8.0%と他の年齢に比べてやや高くなっています。また、18～29歳、50歳代では、「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」の合計が4割弱となっています。【市民調査より】

■孤独であると感じることがあるか（単数回答）



資料：市民調査（令和6年）

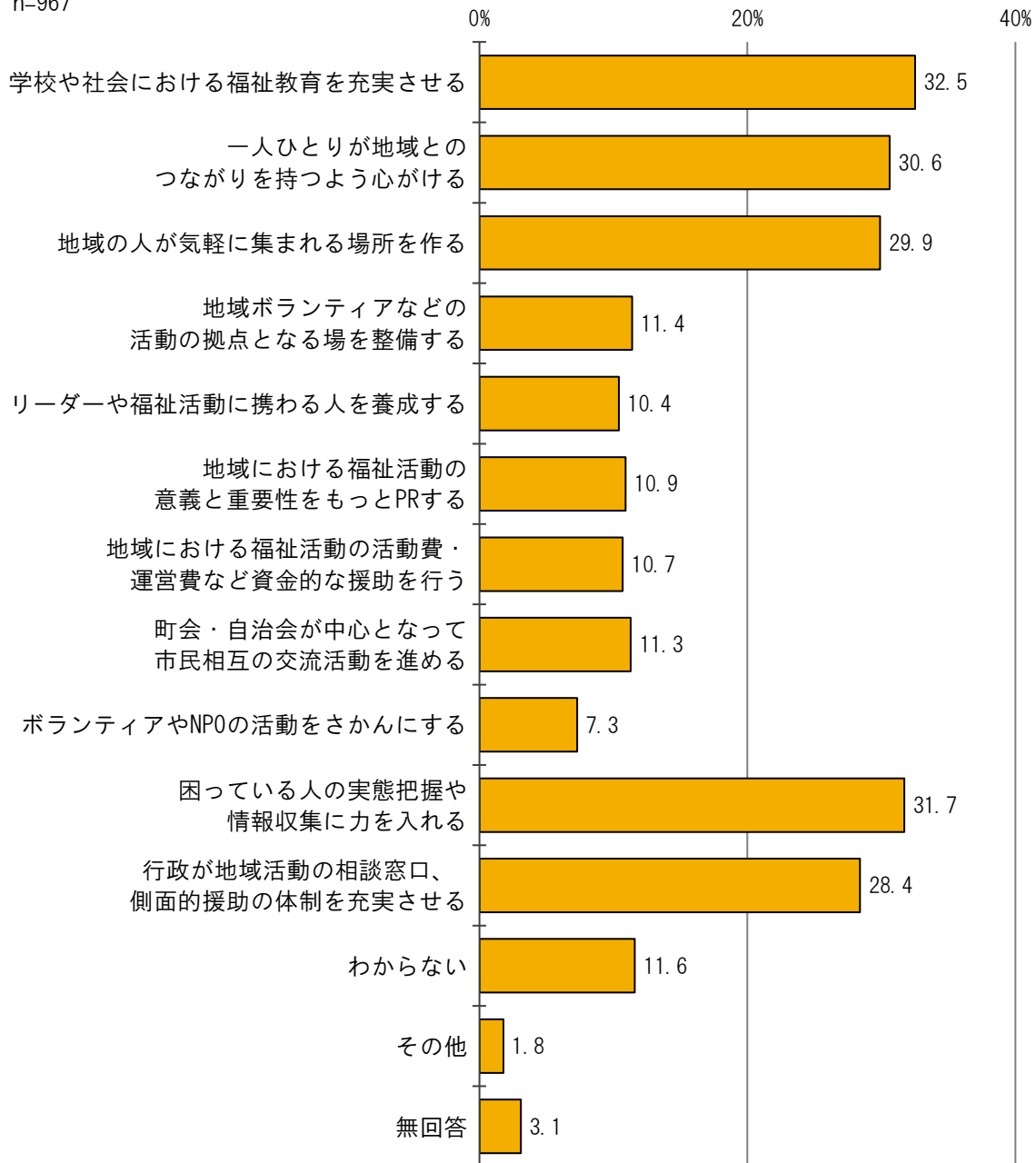


(3) 福祉意識・相互理解について

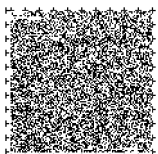
「地域共生社会」を実現するために必要な取組について、「学校や社会における福祉教育を充実させる」が32.5%と最も多くなっています。【市民調査より】

■ 「地域共生社会」を実現するために必要だと思う取組（複数回答）

n=967



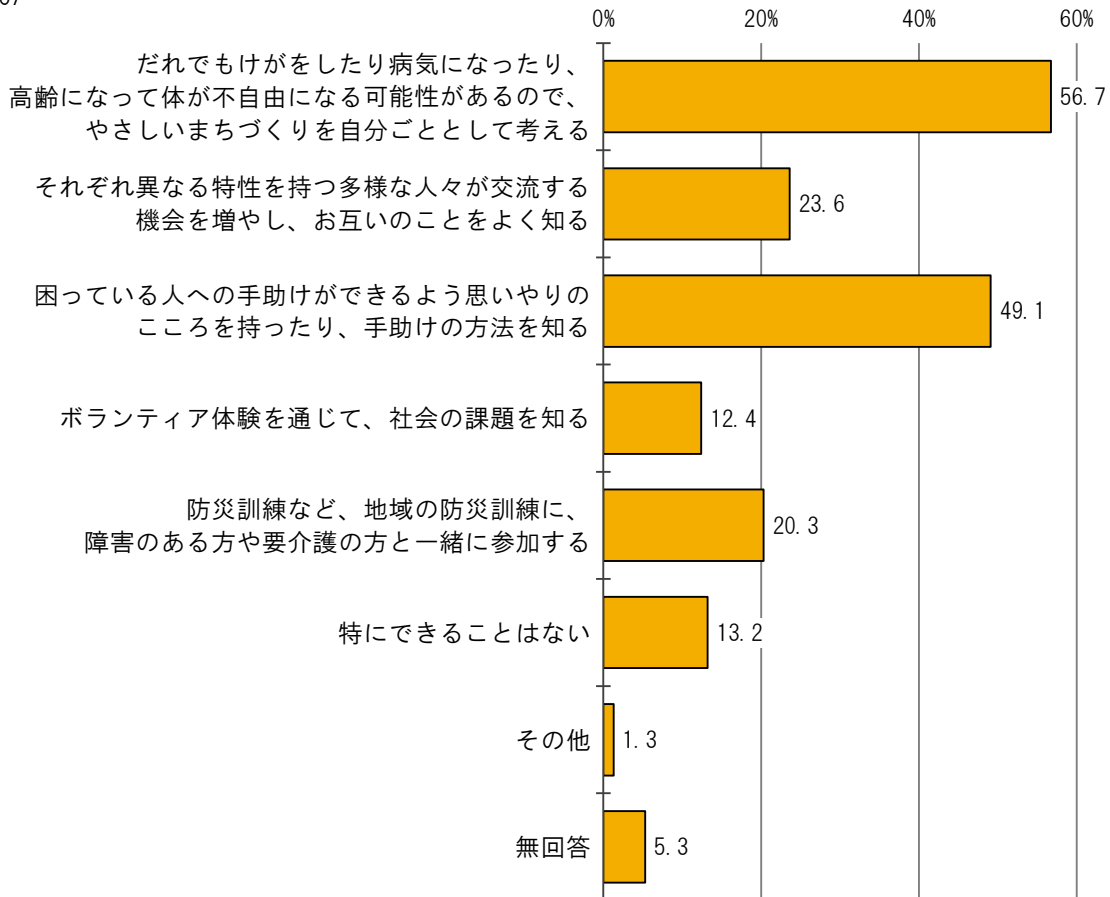
資料：市民調査（令和6年）



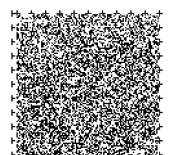
福祉のまちづくりを進めるためにできることとして「だれでもけがをしたり病気になったり、高齢になって体が不自由になる可能性があるので、やさしいまちづくりを自分ごととして考える」が56.7%と最も多く、次いで「困っている人への手助けができるよう思いやりのところを持ったり、手助けの方法を知る」が49.1%、「それぞれ異なる特性を持つ多様な人々が交流する機会を増やし、お互いのことをよく知る」が23.6%となっています。【市民調査より】

■福祉のまちづくりを進めるためにできると思うこと（複数回答）

n=967



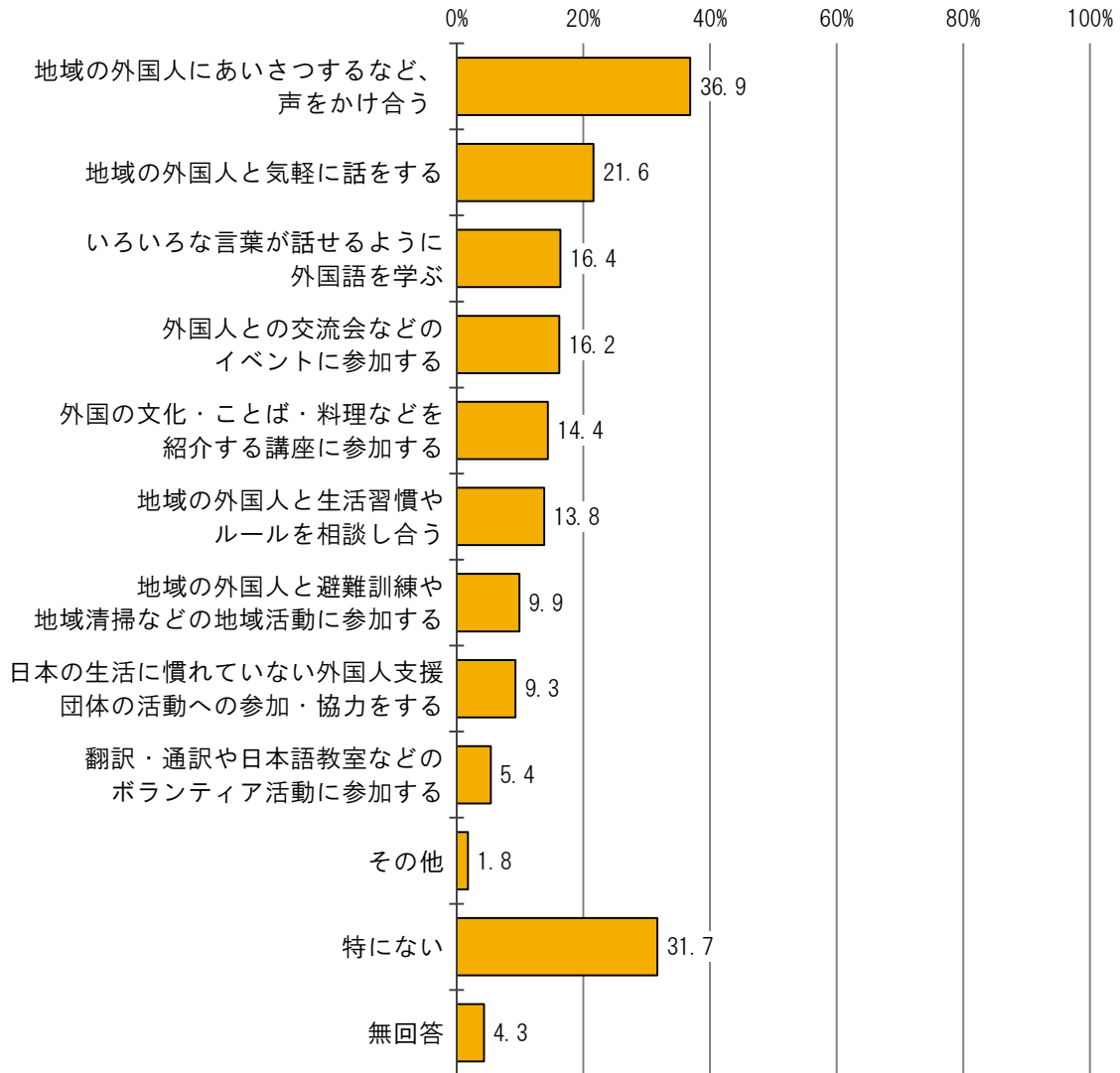
資料：市民調査（令和6年）



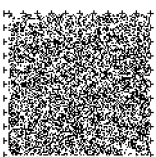
市民が多文化共生の推進のためにできることについて、「地域の外国人にあいさつするなど、声をかけ合う」が36.9%と最も多くなっています。【市政世論調査（令和6年）より】

■多文化共生の推進に向けてできること・したいこと

n=903



資料：市政世論調査（令和6年）

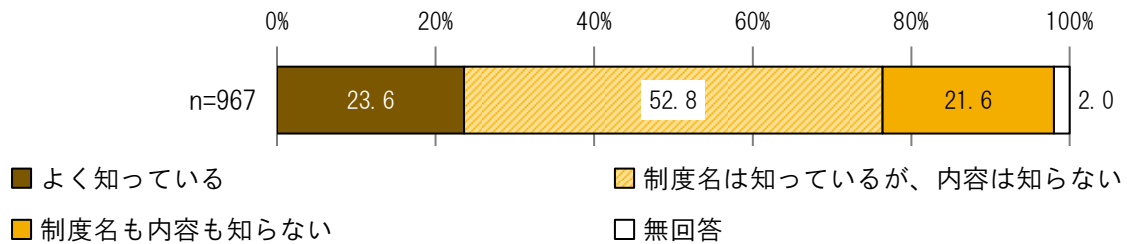


(4) 権利擁護について

成年後見制度について「制度名は知っているが、内容は知らない」(52.8%)と「制度名も内容も知らない」(21.6%)の合計が74.4%となっています。【市民調査より】

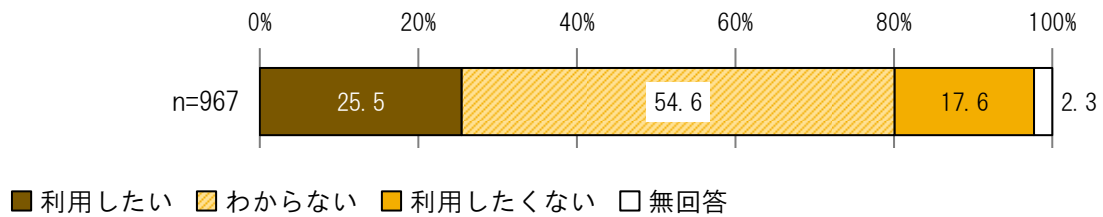
将来的に成年後見制度を「利用したい」は25.5%、「わからない」が54.6%、「利用したくない」が17.6%となっています。「わからない」あるいは「利用したくない」と答えた理由は「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が49.0%と最も多く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が33.4%となっています。【市民調査より】

■成年後見制度の認知度（単数回答）

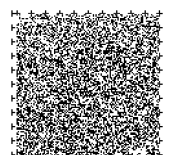


資料：市民調査（令和6年）

■将来的に成年後見制度を利用したいと思うか（単数回答）

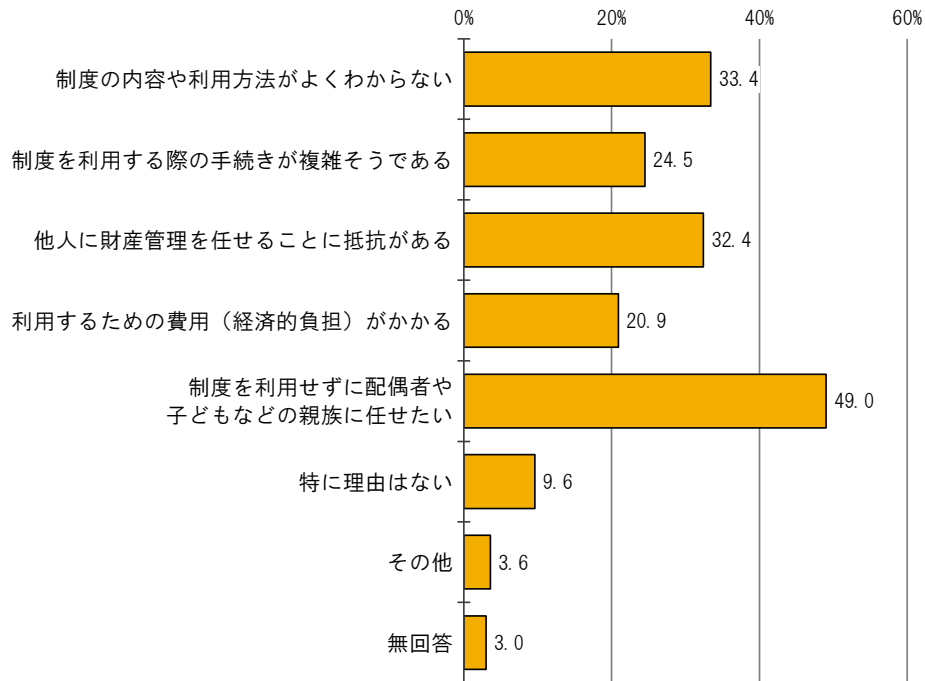


資料：市民調査（令和6年）



■（「わからない」「利用したくない」人）「わからない」「利用したくない」と答えた理由（複数回答）

n=698

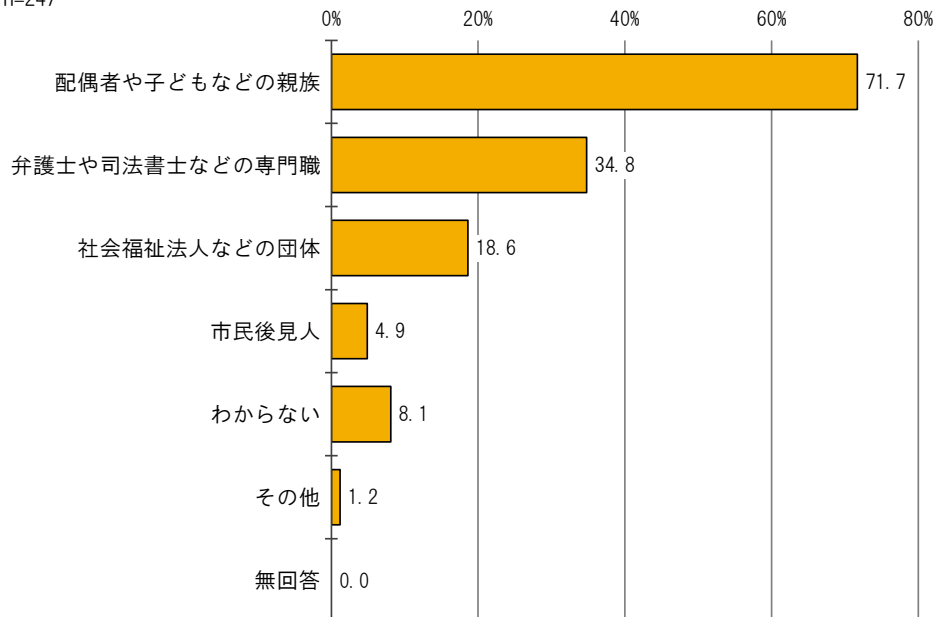


資料：市民調査（令和6年）

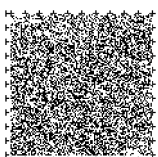
「利用したい」人が希望する後見人は「配偶者や子どもなどの親族」が71.7%と最も多く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が34.8%、「社会福祉法人などの団体」が18.6%となっています。【市民調査より】

■（「利用したい」人）誰に後見人になってほしいか（複数回答）

n=247



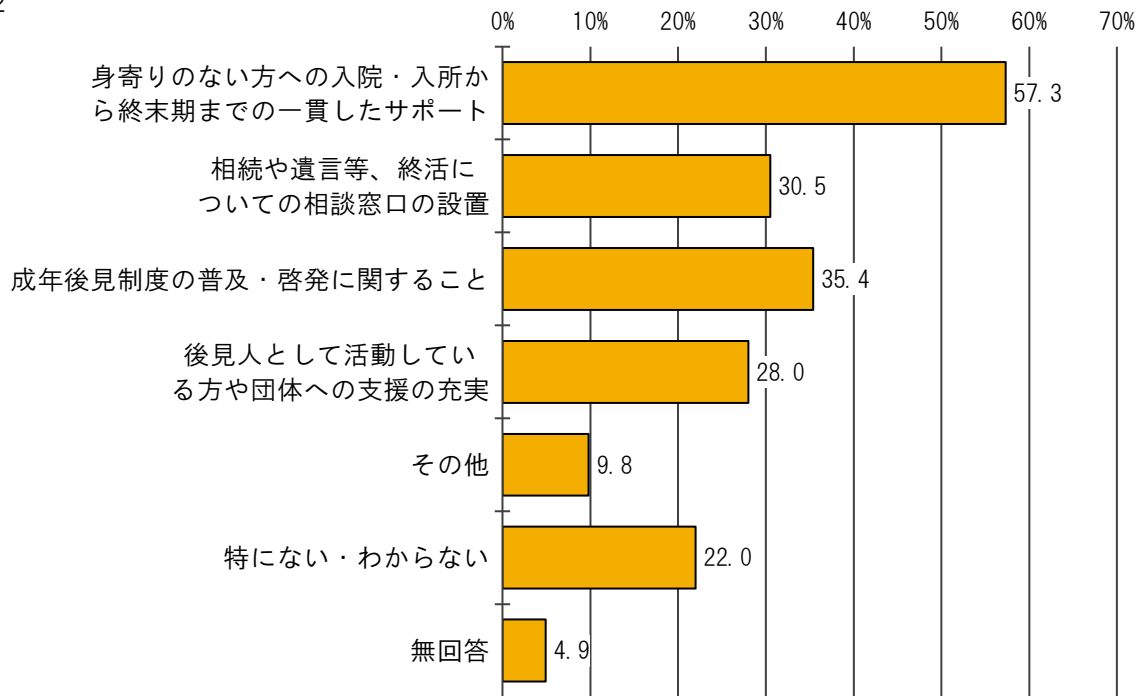
資料：市民調査（令和6年）



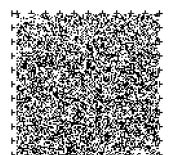
権利擁護支援について、今後どのような取組が必要だと感じるかについて、「身寄りのない方への入院・入所から終末期までの一貫したサポート」が57.3%と最も多く、次いで「成年後見制度の普及・啓発に関すること」が35.4%、「相続や遺言等、終活についての相談窓口の設置」が30.5%となっています。【団体調査より】

■権利擁護支援について、今後必要だと思う取組（複数回答）

n=82



資料：団体調査（令和6年）

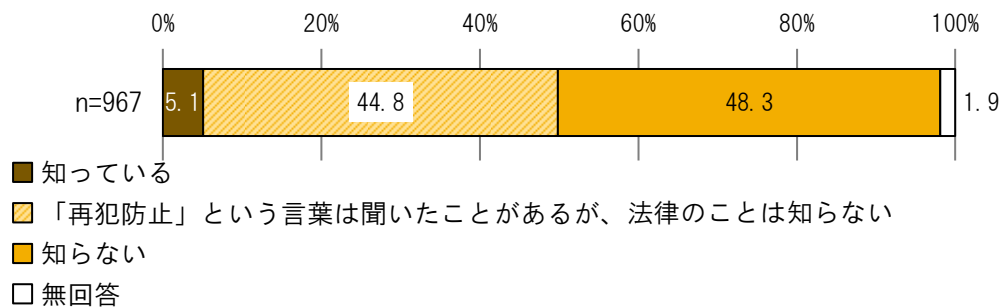


(5) 再犯防止について

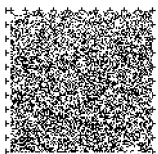
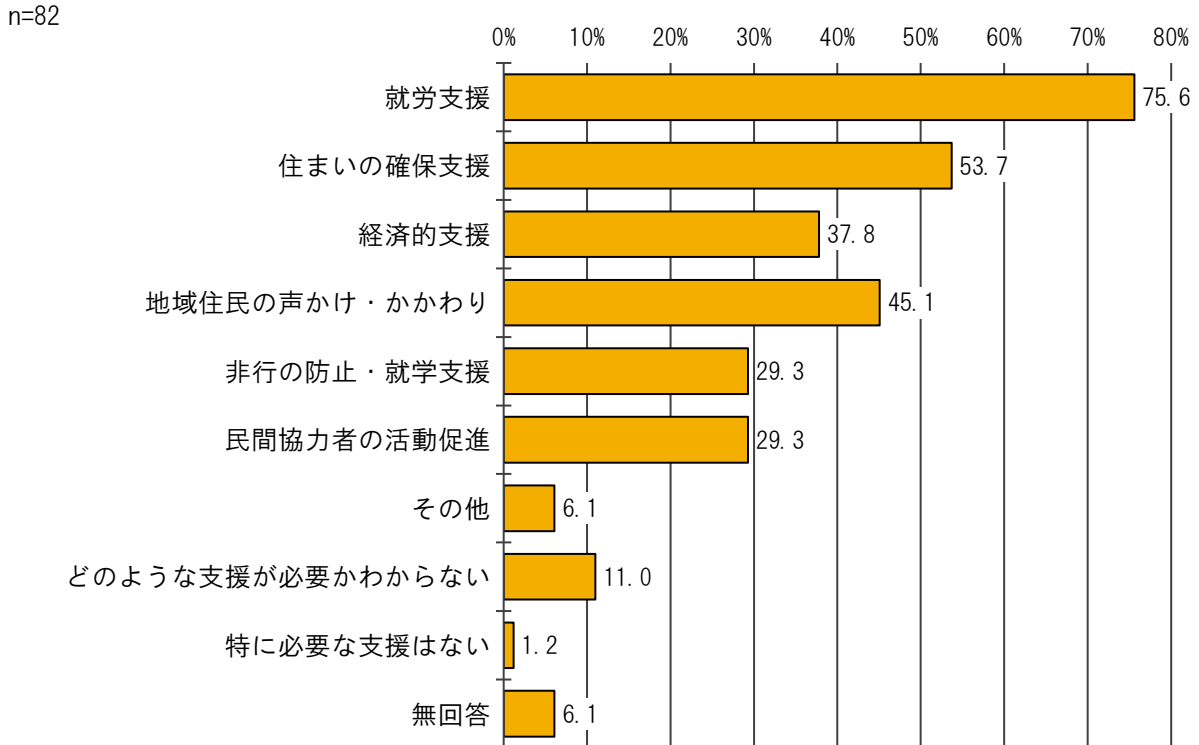
平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立したことについて「知らない」(48.3%)と「再犯防止」という言葉は聞いたことがあるが、法律のことは知らない(44.8%)を合計すると9割を占めています。【市民調査より】

罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要なと思う支援は「就労支援」が75.6%と最も多く、次いで「住まいの確保支援」が53.7%、「地域住民の声かけ・かかわり」が45.1%となっています。【団体調査より】

■「再犯の防止等の推進に関する法律」成立の認知度（単数回答）



■罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要なと思う支援（複数回答）

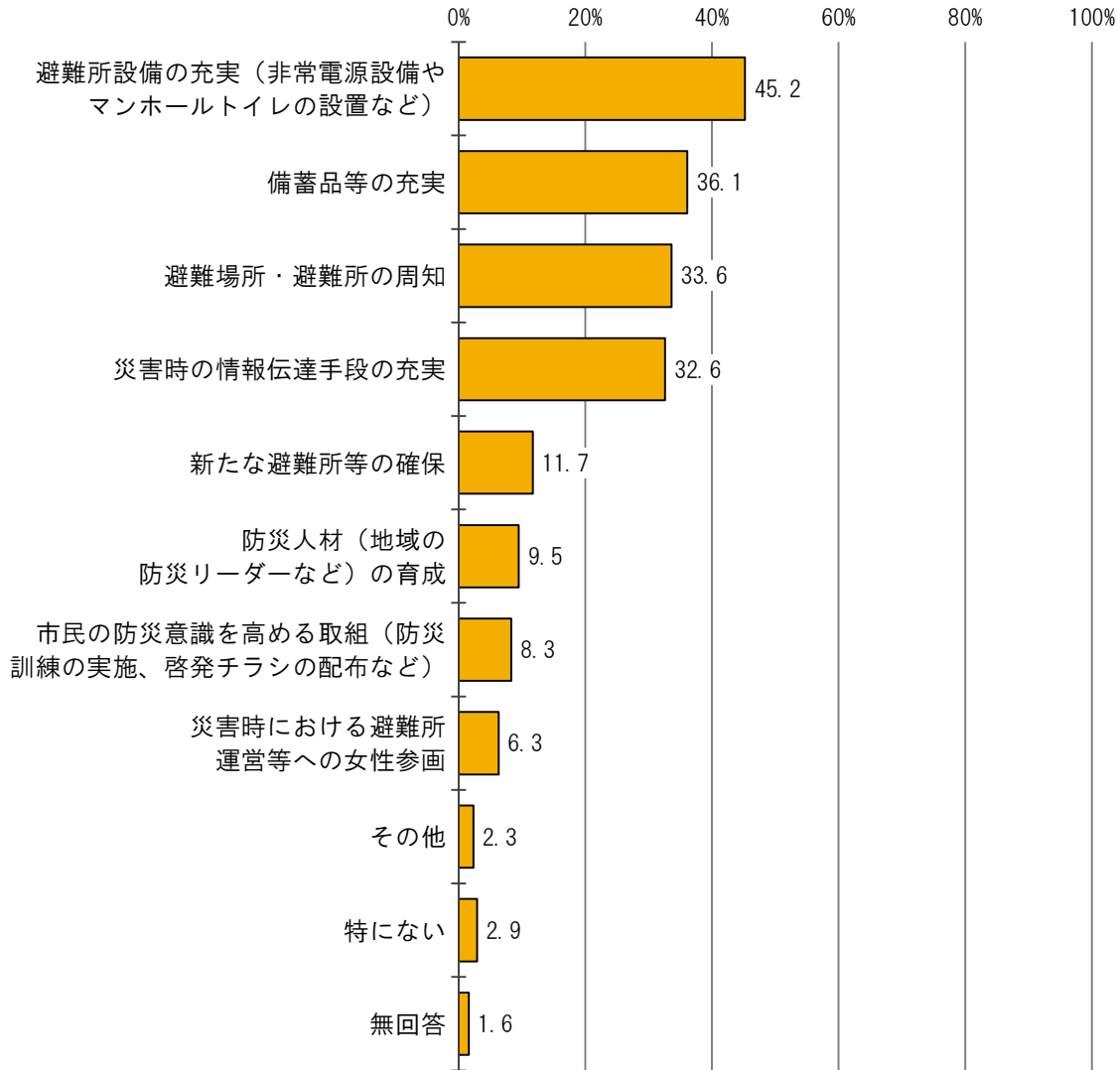


(6) 災害時への備えについて

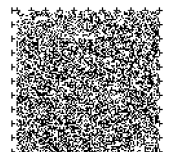
災害対策で特に市が取り組むべきことについて、「避難所設備の充実」が45.2%と最も多く、次いで「備蓄品等の充実」が36.1%、「避難場所・避難所の周知」が33.6%となっています。
【市政世論調査（令和6年）より】

■市が特に取り組むべき防災対策

n=903



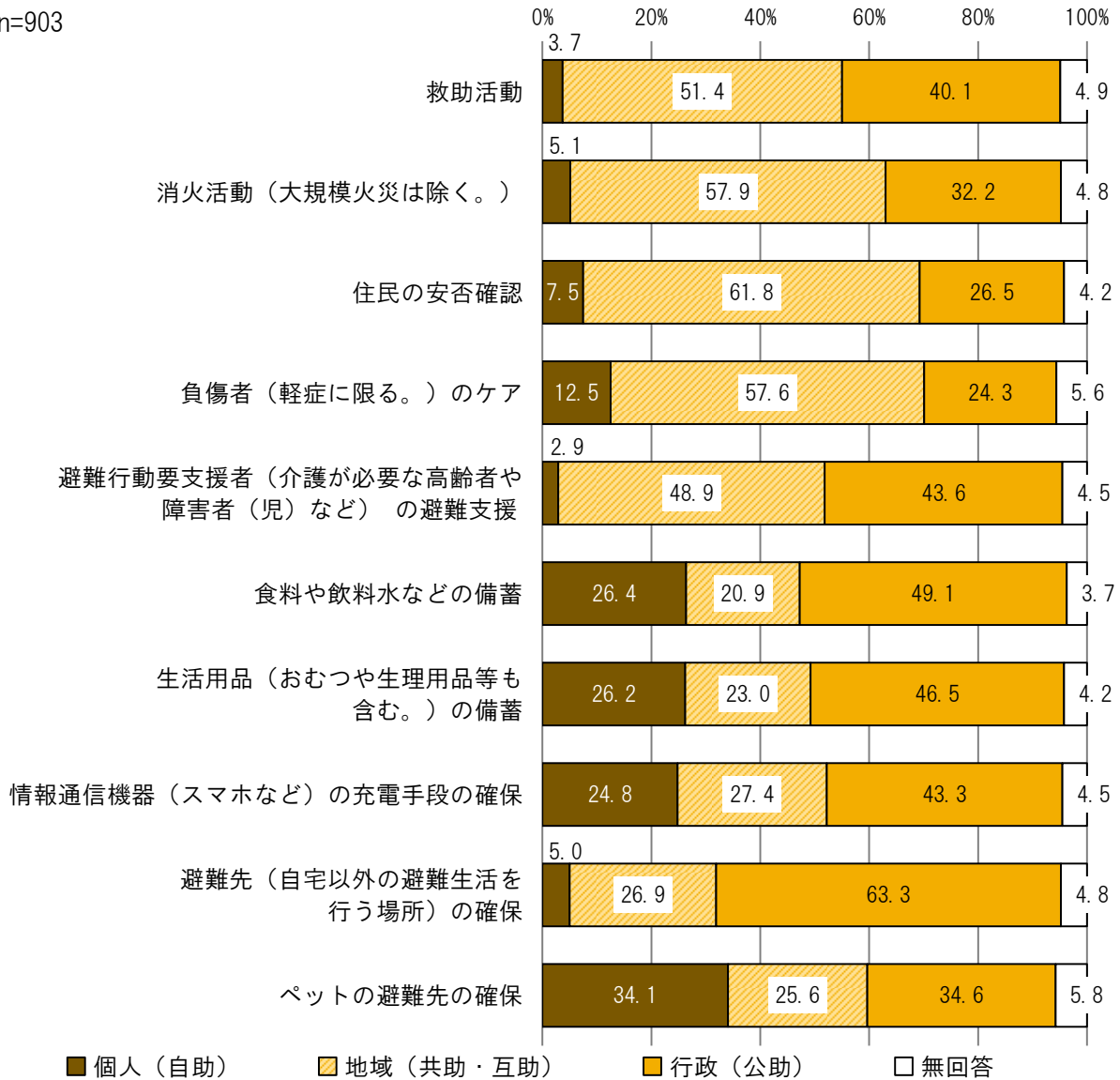
資料：市政世論調査（令和6年）



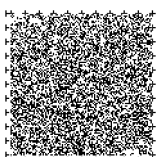
防災対策や災害発生時に地域で担うことが望ましいことについて、「住民の安否確認」が61.8%と最も多く、次いで「消火活動（大規模火災は除く。）」が57.9%、「負傷者（軽症に限る。）のケア」が57.6%となっています。【市政世論調査（令和6年）より】

■防災対策や災害発生時の役割

n=903



資料：市政世論調査（令和6年）

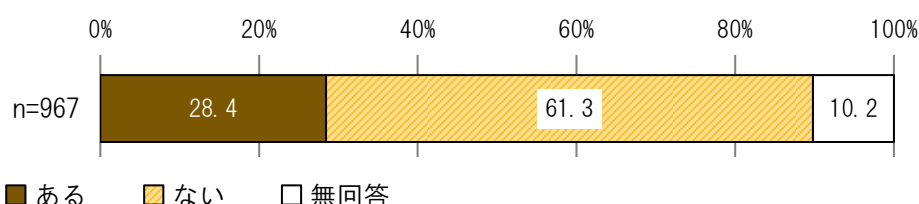


(7) 暮らしの困りごとについて

生活上の困りごとがある人のうち、困りごとの内容について年齢別にみると、18～29歳から60～64歳では「生活費など経済的問題」が最も多くなっています。65歳以上では「自分の健康のこと」が最も多くなっています。【市民調査より】

困りごとがある人のうち、どこかに相談しているかについて、全体では「していない」が58.9%、「している」が34.2%となっています。相談をしていない理由について、全体では「相談しても解決が期待できない」が45.7%と最も多く、次いで「相談するほどの内容ではない」が29.0%、「どこに相談していいかわからない」が27.8%となっています。【市民調査より】

■今の生活において困っていること（単数回答）

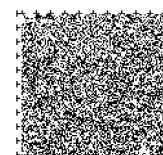


資料：市民調査（令和6年）

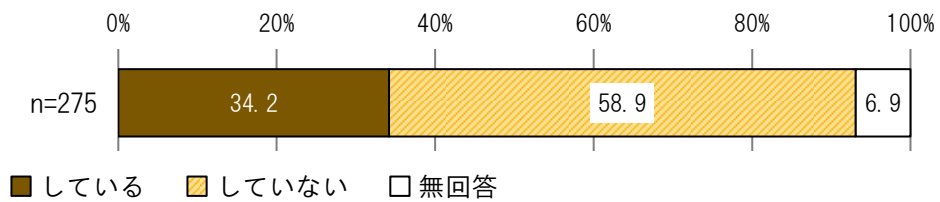
■（困っていることが「ある」人）困りごとの内容（複数回答）（単位＝％）

年齢	n	生活費など経済的問題	仕事に関すること	自分の健康のこと	育児・子育てに関すること	親の介護のこと	親以外の家族の介護・介助のこと	ひきこもりの家族がいること
		全体 (n=275)	50.5	19.6	41.1	10.5	19.3	6.5
18～29歳	17	70.6	41.2	29.4	17.6	11.8	-	-
30歳代	25	56.0	32.0	44.0	40.0	8.0	8.0	8.0
40歳代	42	69.0	28.6	23.8	19.0	19.0	-	2.4
50歳代	67	47.8	17.9	38.8	11.9	37.3	6.0	1.5
60～64歳	27	37.0	11.1	22.2	-	33.3	11.1	3.7
65～74歳	59	47.5	11.9	57.6	-	10.2	11.9	5.1
75歳以上	33	33.3	12.1	57.6	-	-	6.1	6.1
		近所の人間関係のこと	その他	無回答				
全体	275	7.6	8.7	1.1				
18～29歳	17	-	5.9	-				
30歳代	25	12.0	-	-				
40歳代	42	7.1	9.5	-				
50歳代	67	6.0	13.4	-				
60～64歳	27	3.7	18.5	-				
65～74歳	59	6.8	6.8	3.4				
75歳以上	33	18.2	3.0	3.0				

資料：市民調査（令和6年）



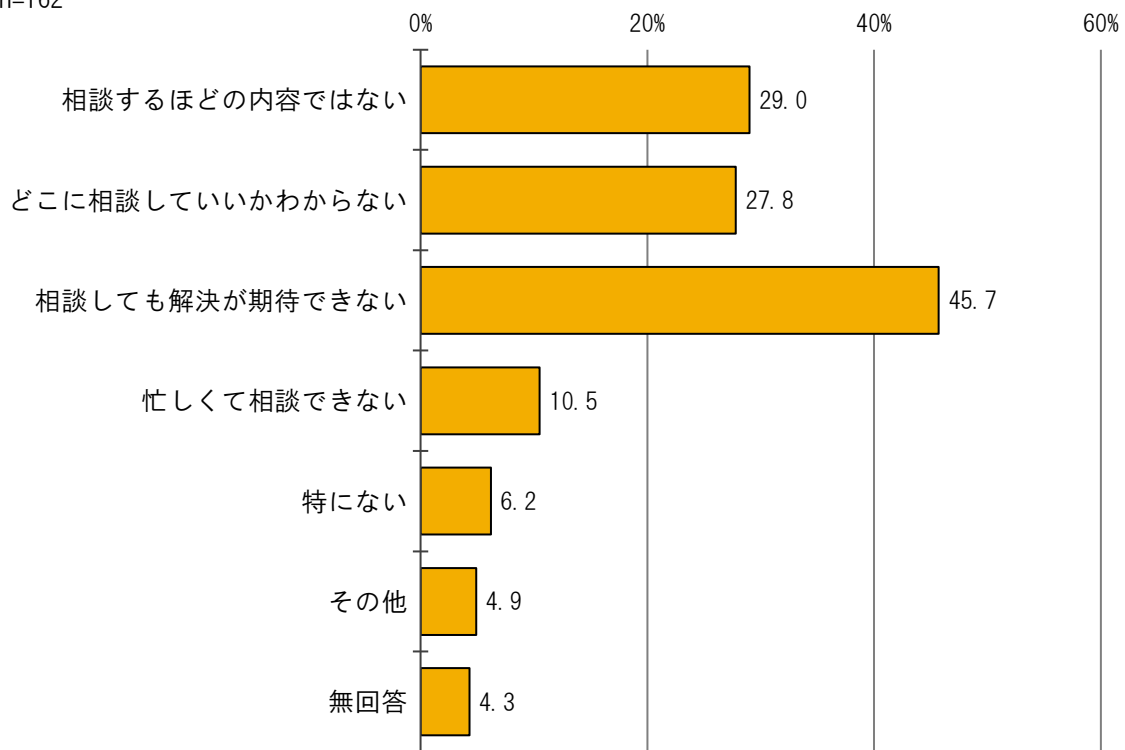
■（困っていることが「ある」人）どこか（誰か）に相談をしているか（単数回答）



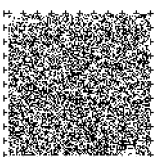
資料：市民調査（令和6年）

■（困りごとを相談「していない」人）相談をしていない理由（複数回答）

n=162



資料：市民調査（令和6年）

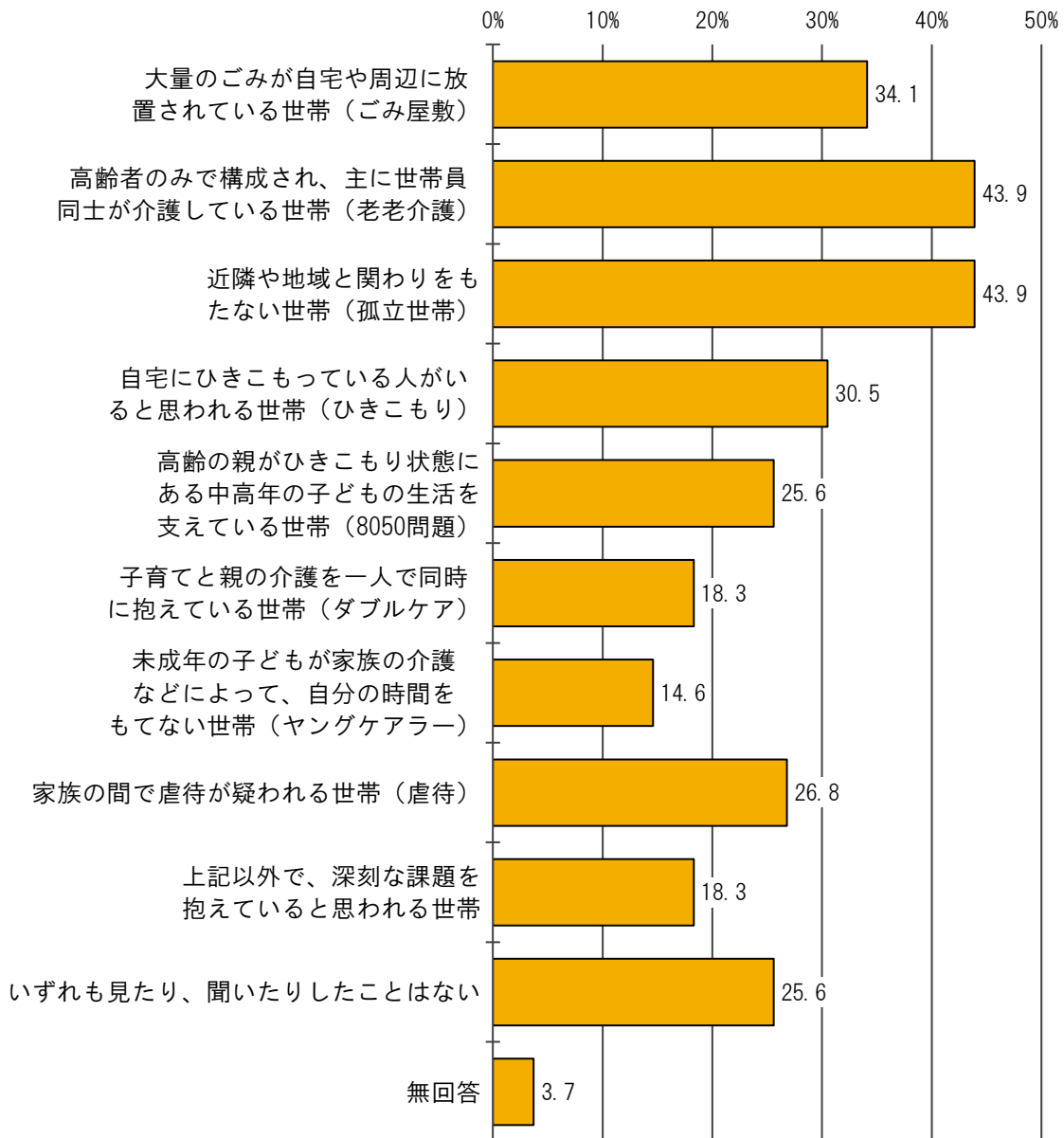


活動、事業を通じて見える地域の状況として、「老老介護」、「孤立世帯」がともに43.9%、「ごみ屋敷」に関することが34.1%、「ひきこもり」に関することが30.5%となっています。
【団体調査より】

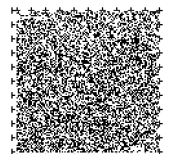
上記のような世帯に対して支援活動を行っている団体が課題に感じることとして、「支援を拒否される」が38.0%と最も多く、次いで「他の相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない」が36.0%、「連携して支援を行うにあたって、各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない」が34.0%となっています。【団体調査より】

■活動（事業）を通して見たり聞いたりした世帯（複数回答）

n=82

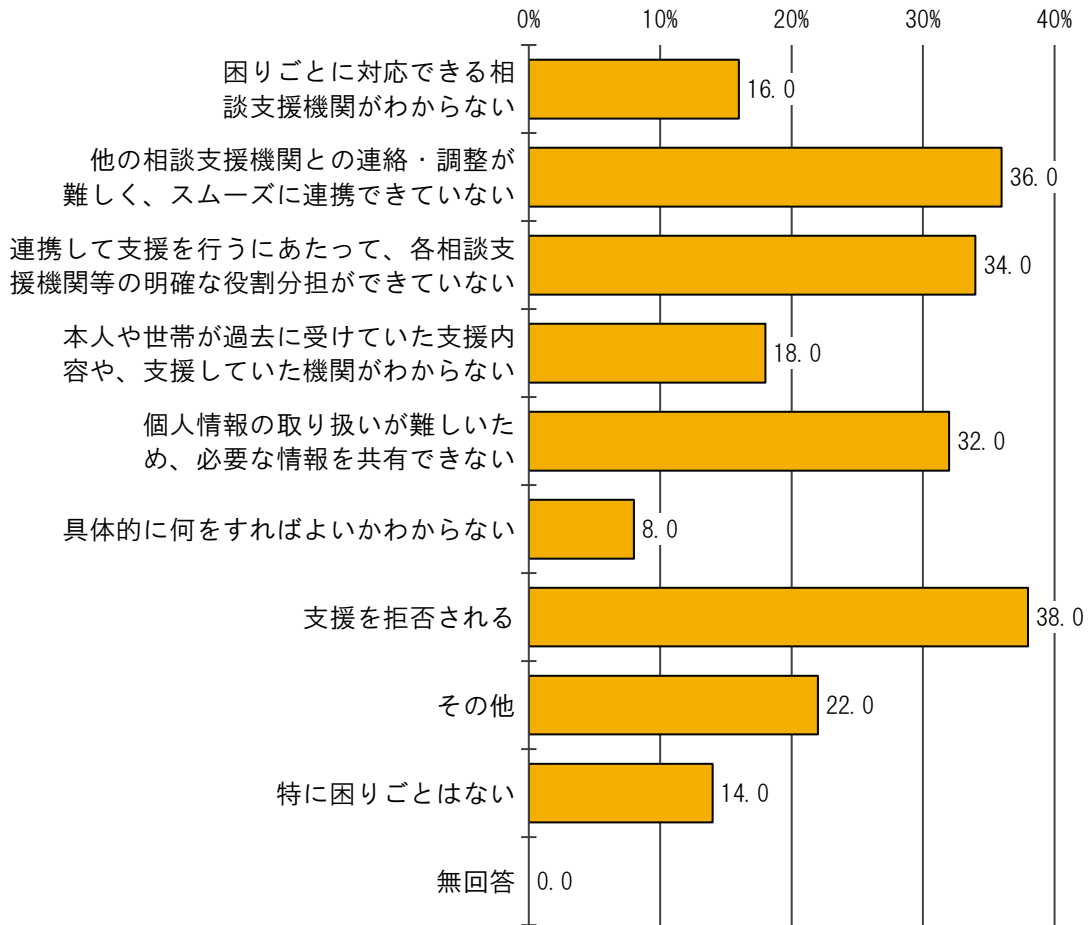


資料：団体調査（令和6年）

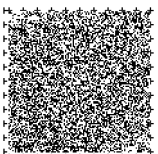


■ (支援したことがある団体) 支援している際の困りごと (複数回答)

n=50



資料：団体調査 (令和6年)



(8) 福祉情報について

福祉に関する情報はどこから得ているかについて、全体では「市の広報紙「広報ふっさ」」が79.9%と最も多く、年齢別にみても同様の傾向となっています。【市民調査より】

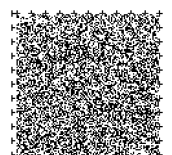
自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているかについて、全体では「十分ではないが、入手できている」が39.4%と最も多く、次いで「ほとんど入手できていない」が23.8%、「今のところ情報を得る必要がない」が23.2%となっています。【市民調査より】

■福祉に関する情報源（複数回答）

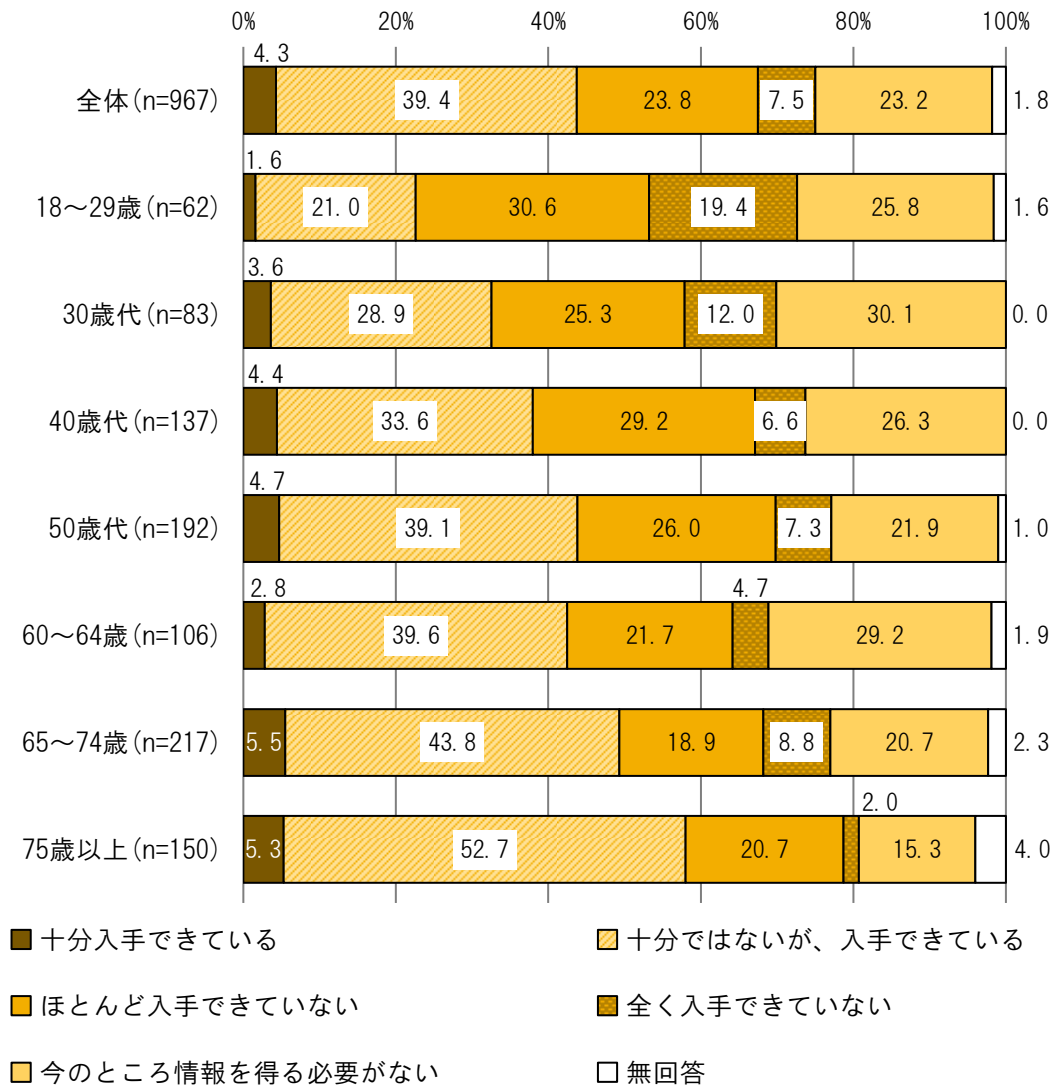
（単位＝％）

		市の広報紙「広報ふっさ」	「福生市議会だより」などの市の刊行物	市で作成したパンフレット、ポスターなど	市のホームページ	市公式YouTubeチャンネル「福生市メディアラボ」	市政情報配信サービス「ふっさ情報メール」	ふっさ情報アプリ「ふくナビ」
年齢	全体 (n=967)	79.9	30.6	20.2	21.7	0.9	5.1	8.5
	18～29歳 (n=62)	50.0	8.1	17.7	29.0	1.6	1.6	3.2
	30歳代 (n=83)	71.1	25.3	9.6	26.5	1.2	4.8	8.4
	40歳代 (n=137)	74.5	28.5	13.1	30.7	-	5.1	12.4
	50歳代 (n=192)	79.2	30.2	20.3	24.0	1.0	6.8	8.3
	60～64歳 (n=106)	84.9	29.2	22.6	22.6	0.9	4.7	5.7
	65～74歳 (n=217)	88.0	35.9	20.7	17.1	0.5	4.6	12.0
	75歳以上 (n=150)	87.3	36.0	31.3	12.7	2.0	4.7	2.7
		福生市LINE公式アカウント	町会・自治会の回覧物	新聞、テレビなどのマスメディア	特にない	その他	無回答	
年齢	全体 (n=967)	2.7	21.3	19.1	9.4	2.6	1.8	
	18～29歳 (n=62)	4.8	6.5	8.1	25.8	4.8	1.6	
	30歳代 (n=83)	2.4	3.6	6.0	16.9	2.4	-	
	40歳代 (n=137)	6.6	11.7	8.0	13.9	3.6	-	
	50歳代 (n=192)	2.6	12.5	16.1	7.8	3.6	1.0	
	60～64歳 (n=106)	0.9	29.2	20.8	8.5	0.9	0.9	
	65～74歳 (n=217)	1.8	30.4	25.8	6.9	2.3	1.8	
	75歳以上 (n=150)	1.3	38.0	34.0	2.0	0.7	5.3	

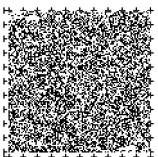
資料：市民調査（令和6年）



■必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できていると思うか（単数回答）



資料：市民調査（令和6年）



3 策定に関する課題

統計データ、令和6年度に実施した本計画策定のための基礎調査結果及び市政世論調査結果を基に分析を行い、策定に関する課題をまとめました。

(1) 地域活動を担う人材の不足

福祉や地域の取組は様々なものがありますが、地域活動に「取り組んだことはない」市民の割合が高くなっています。活動を支える人材の不足により、団体の高齢化や活動の負担増加など、活動の継続等に影響を与える可能性があります。

仕事や子育て等で時間的なゆとりが少なくなる中、活動に対する負担の軽減や役割の分散など、地域活動・ボランティア活動への関わり方の間口を広げ、参加者を増やすことが必要です。

(2) ボランティア活動の機会の不足

地域活動やボランティア活動へ意欲のある市民が一定数いることがうかがえる一方、活動内容や参加方法が分からない市民や、参加に当たって身近なところで、時間や曜日を自由に選択できるなど、気軽な参加方法を求めている市民がいることがうかがえます。

活動情報の効果的な周知や、団体相互の連携による活動のPR等、意欲のある市民が参加につながるような情報発信が必要です。

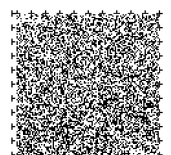
また、NPO・ボランティア活動の活性化につながるよう支援や取組を進めていくことが必要です。

(3) 地域のつながりの希薄化

町会・自治会の加入率の低下や、若い世代において近所付き合いが希薄な傾向があるなど、地縁による地域のつながりの希薄化がうかがえます。一方で、地域への愛着は世代を問わず比較的高くなっています。

孤独感を感じている市民もいることから、各自が興味のあるテーマを通じて交流や体験活動、居場所へ参加できるようにするなど、一人ひとりが孤立しないような環境づくりが重要となります。

そのため、地域における交流の機会や拠点となる居場所づくりに取り組む必要があります。



(4) 相互理解の促進

福祉のまちづくりを進めるために、福祉を自分ごととして考え、思いやりのところを持つことや、お互いのことをよく知ることが市民に重視されていることがうかがえます。一人ひとりが助け合い、支え合える関係となるよう、地域に暮らす多様な人々に対する理解を深めることが重要です。人権意識を持ち、お互いの個性を尊重し合える地域となるよう、学校や地域における福祉教育に引き続き取り組むとともに、多様な人々が交流する機会等、相互理解を促す場づくりが必要です。

(5) 権利擁護等についての認知不足

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者が増加傾向にあり、支援を必要とする人の増加が予測される中、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に対する認知が十分ではないことがうかがえます。

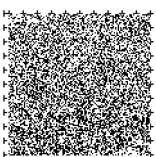
市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して地域で生活できるよう、支援が必要な人を把握し、日常的な見守りを行うとともに、成年後見制度に関する普及啓発や権利擁護支援の体制の充実が必要です。また、多様な分野・主体が連携しながら権利擁護支援を行うことができるよう、地域連携ネットワークの機能を充実していく必要があります。さらに、担い手となる後見人等の確保・育成等のほか、本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度の利用促進に向けた周知が必要です。

また、本人の親族関係や経済的状況にかかわらず、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施に引き続き努める必要があります。

(6) 犯罪を繰り返さないための地域づくり

全国的に、刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯者率は増加している状況です。犯罪をした人の中には就労・住居の確保に課題を抱えている人や、福祉や医療の支援を必要としている人がいます。しかし、十分な支援を受けられないために、犯罪を繰り返してしまうことが少なくありません。

犯罪をした人などが、再犯をすることなく地域で安定した生活を送ることができるよう、地域の理解促進と包括的・継続的に支える仕組みの構築が必要です。



(7) 生活上の様々な脅威や不安の高まり

近年、全国各地で自然災害が多発し、防災に関する関心が高まっています。今後も引き続き、地域での防災活動を支援するなど、災害発生時への平時からの備えが必要です。

また、高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるように、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築する必要があります。

さらに、高齢者等を狙った悪質な特殊詐欺のほか、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうなど、新たな犯罪の手口が横行し、大きな社会問題となっています。このような脅威や不安から守るため、地域全体が監視の目となり、安心して生活できる地域づくりが必要です。

(8) 地域課題の複雑化

個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えており、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先が分からずに状態が深刻化してしまうケースなどもあります。問題が複雑化する前の早い段階で適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

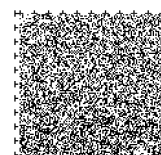
引き続き、支援が必要な人が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、適切な相談先につながるためのアウトリーチなど、解決が難しい複雑な生活課題に対して関係機関と連携しながら支援に取り組むための体制強化が必要です。

(9) 情報の散在化・アクセシビリティの向上

情報提供については、広報紙・ホームページ・回覧板等を活用した情報提供を実施しており、幅広い年代に「広報ふっさ」が活用されています。

一方で、必要な「福祉サービス」の情報を十分入手できている割合は低くなっており、住民が求めている情報を適切に入手できるよう、分かりやすい情報提供に努める必要があります。

また、視覚障害のある人や聴覚障害のある人など情報を収集することが困難な人もいます。福祉サービスの情報に限らず、また、障害の有無にかかわらず誰もが円滑に情報を確認できるように、様々な媒体において情報発信を工夫する必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第6期福生市地域福祉計画では、計画の基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」と定め、地域福祉の推進に努めてきました。

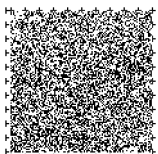
令和2年3月に策定された「福生市総合計画（第5期）」においては、目指すまちの姿を「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」としており、その実現に向けたまちづくりの5つの行動指針を掲げ、福生市に関わる人々が日々の暮らしをより良いものとしていけるまちづくりを推進しています。

地域共生社会の実現を目指して、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要であることから、本計画の基本理念は第6期計画を継承し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

すべての人が、住み慣れた地域の中で

安心して明るく心健やかに暮らせる、

人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり

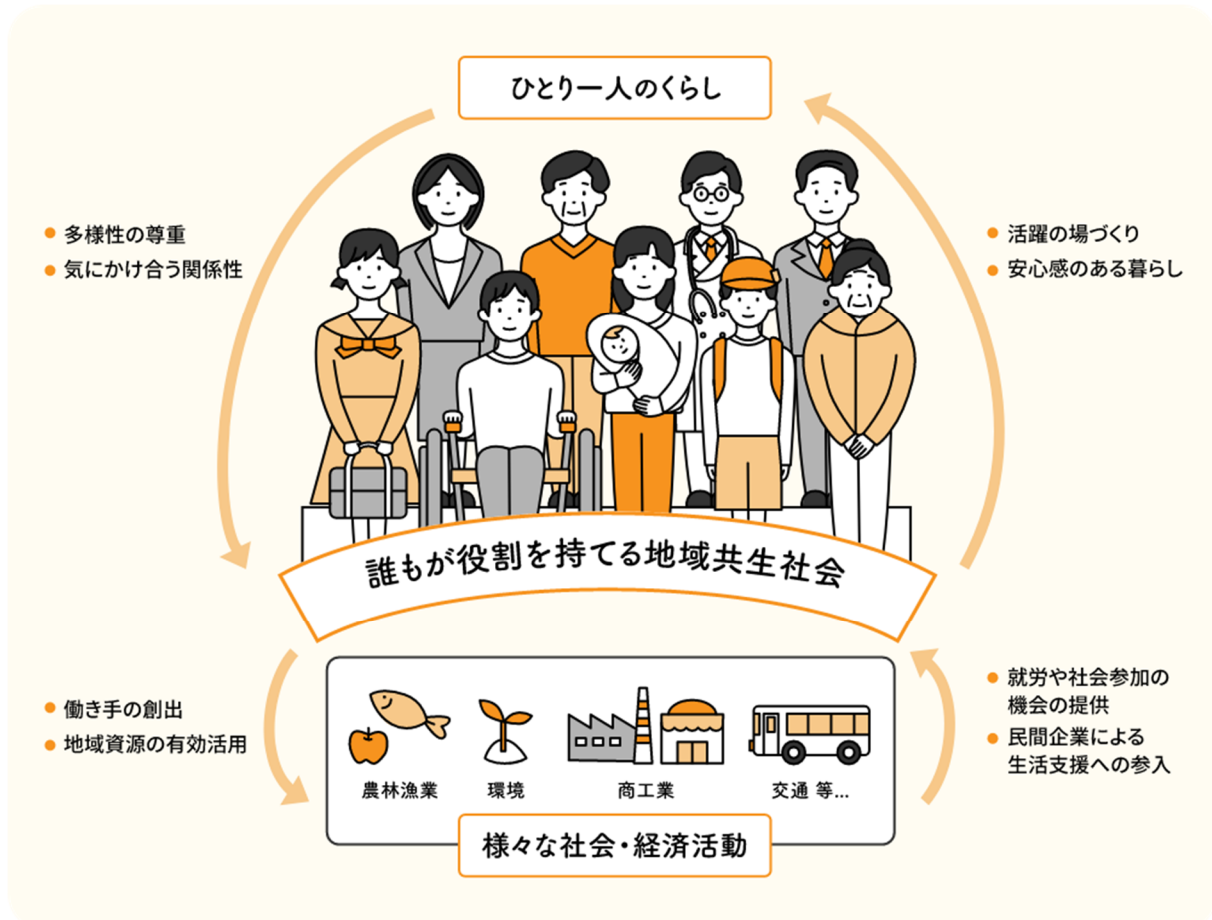


(1) 基本理念の実現のための重要な考え方

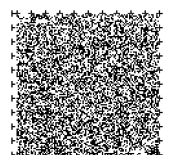
① 「地域共生社会」

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域の様々な人や団体が役割を持ち、協力しながら、全ての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことです。

■地域共生社会のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

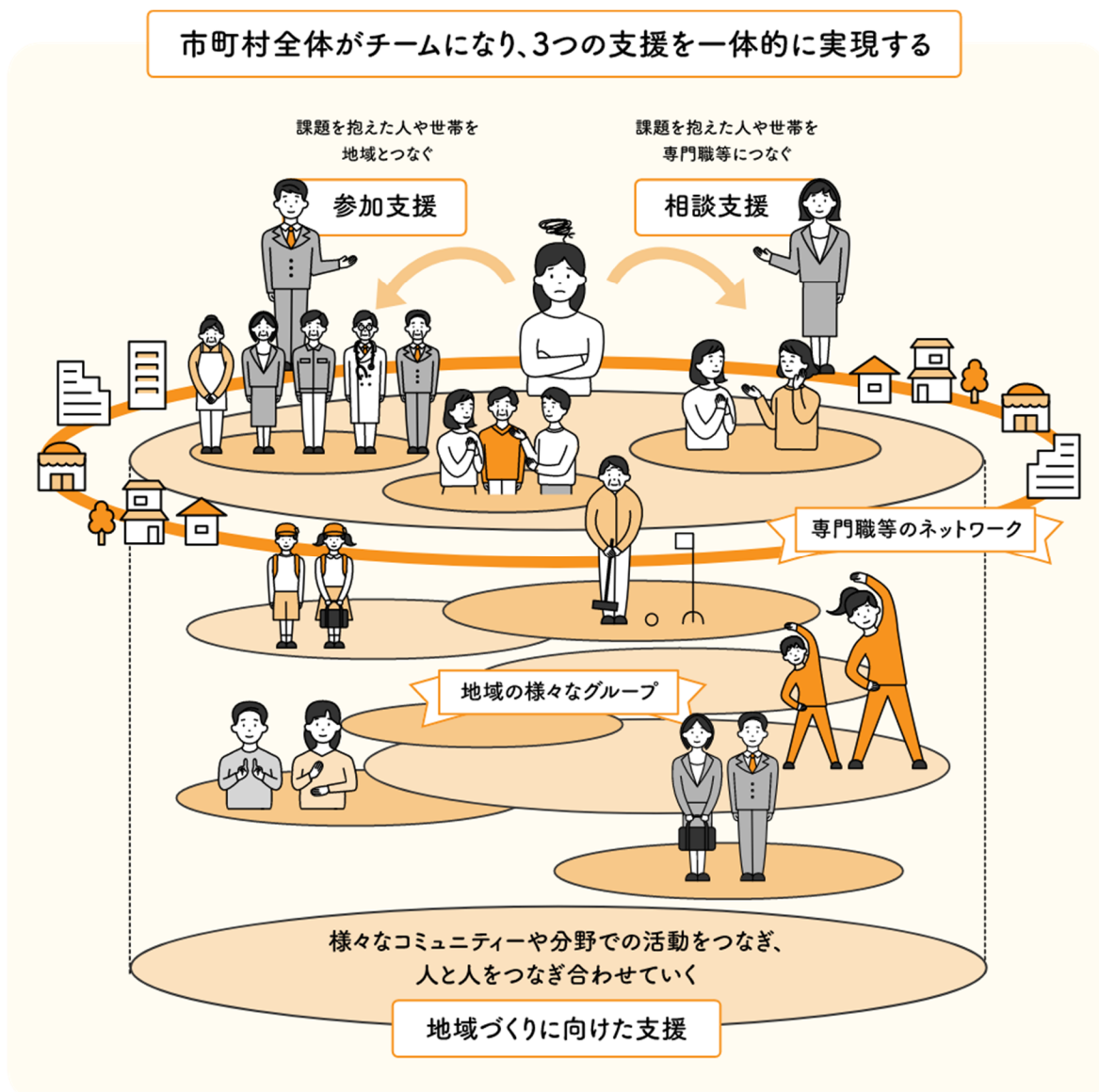


この地域共生社会の実現を目指して、「包括的な支援体制」を整備することが市町村に求められています。

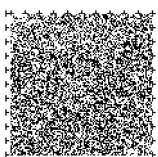
包括的な支援体制とは、地域の住民同士が日常的なつながりを持ち、生活課題を抱えても、行政への相談につながったり、誰かが寄り添うことで深刻化を防ぐといった地域の体制や、支援機関が連携しながら、課題を抱える人を見つけたり、寄り添った支援を行うことができる体制が組み合わさり、連携しながら支え合う体制のことです。

福生市では、この包括的支援体制の構築を目指し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

■重層的支援体制整備事業の実施体制のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より



②バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、障壁（バリア）を除去するという意味であり、生活上の困難を抱える障害のある人や高齢者等を対象に、その人にとっての物理的あるいは社会的、制度的、心理的なバリアを除去しようという考え方です。

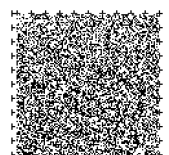
これに対し、ユニバーサルデザインは、障害の有無や年齢、国籍、性別にかかわらず、様々な人が気持ちよく使えるように、できる限りはじめからバリアのないデザインにしようという考え方です。

バリアフリーとユニバーサルデザインは、ハード整備とソフト事業の2種類に分けられます。ハード整備とは、物理的に都市基盤や建物、乗り物、構造物等を整備することを指し、ソフト事業は心の啓発（教育）と言われていています。

物や施設などのハード面のバリアフリー・ユニバーサルデザインが整備されたとしても、サービスを提供する人の心のやさしさや思いやりがなければ、本当の意味でのバリアフリー・ユニバーサルデザインにはなりません。

本計画においては、バリアフリーとユニバーサルデザインを次のとおり整理します。

種類		内容	対象者
ハード整備	バリアフリー	高齢者や障害のある人が使いやすいよう施設等を整備する。	高齢者や障害のある人
	ユニバーサルデザイン	できる限りはじめ（設計段階）から、様々な人が使いやすいようにデザインする。	全ての人
ソフト事業	心のバリアフリー	心のやさしさや思いやりにより、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	全ての人
	情報のバリアフリー	情報手段に特化して配慮し、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	



③合理的配慮

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うことによって、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指しています。令和6年には、それまで努力義務とされていた「事業者における合理的配慮の提供」が義務化されました。

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切であり、その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

本計画においても、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現に向けて、必要かつ合理的な配慮が提供されることを基本的な考えとしていきます。

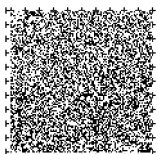
対象となる「障害のある人」とは？

ここでいう「障害のある人」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます。）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます。）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障害児も含まれます。）。

対象となる「事業者」とは？

ここでいう「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。



2 基本目標

基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を実現するため、次の3つの基本目標を設定して、地域福祉計画の取組の柱とします。

基本目標 1

地域の支え合い・担い手づくり

地域福祉の推進に当たっては、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、担い手としてできることに取り組むことが重要です。

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、孤立を防ぐとともに、日常的な見守りや支え合い、助け合い活動を行うことができるよう、日常的な交流の場づくりや、福祉教育、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動への支援を行います。

また、NPO・ボランティア活動を支援するとともに、連携体制の構築に取り組みます。

基本目標 2

安心して住み続けられる地域づくり

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者等、日常的な見守りや支援が必要な人の増加が見込まれる中、一人ひとりが安心して地域で生活できるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護の支援のためのネットワークづくりに取り組みます。

また、自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対し、地域全体で助け合うことができるよう、安全安心な地域づくりに取り組みます。

さらに、非行や犯罪、再犯の防止に向けて、地域の理解促進のほか、就労、住居の確保、必要な保健医療・福祉サービスの利用促進等、安定した生活基盤を築くための支援を行います。

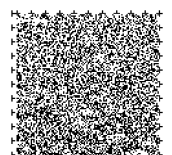
基本目標 3

適切な支援につなげる体制づくり

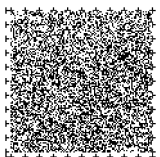
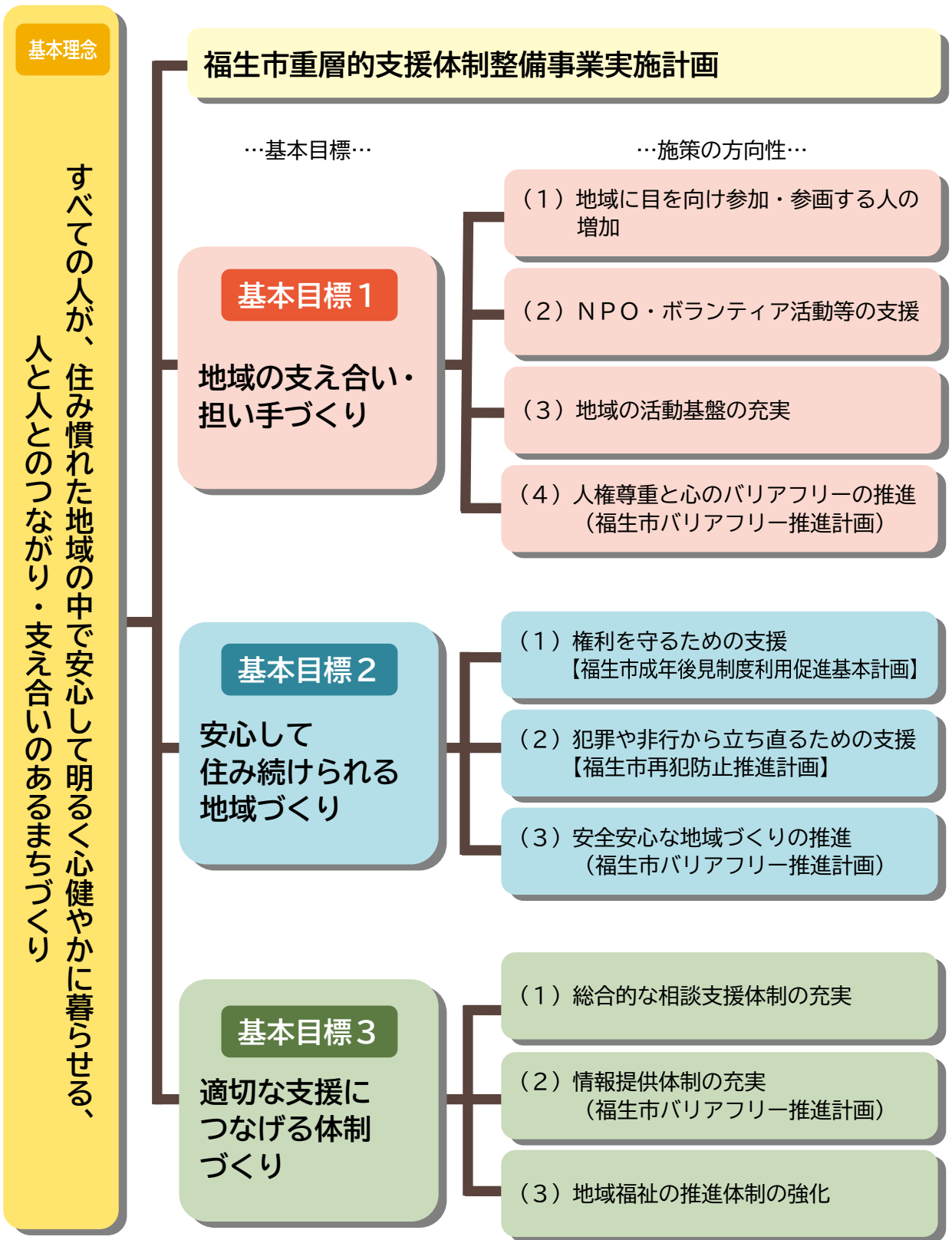
日常的な支援や見守りの必要な市民の増加、世帯規模の縮小が進む中、個人や家庭の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。

適切な支援につながるよう、介護、障害、子育て、生活困窮等の各分野における相談支援体制や、住まいや就労などの生活課題の解決に向けた横断的な相談体制の充実に取り組むとともに、市民が必要な福祉情報を正しく受け取ることができるよう情報提供体制の充実に取り組みます。

また、行政の分野横断的な連携体制のほか、社会福祉協議会や町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア活動団体等、地域の様々な関係団体等との連携を強め、地域福祉推進に向けた体制を強化します。



3 施策体系



第4章

計画の推進体制

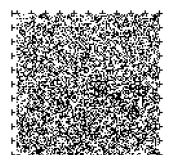
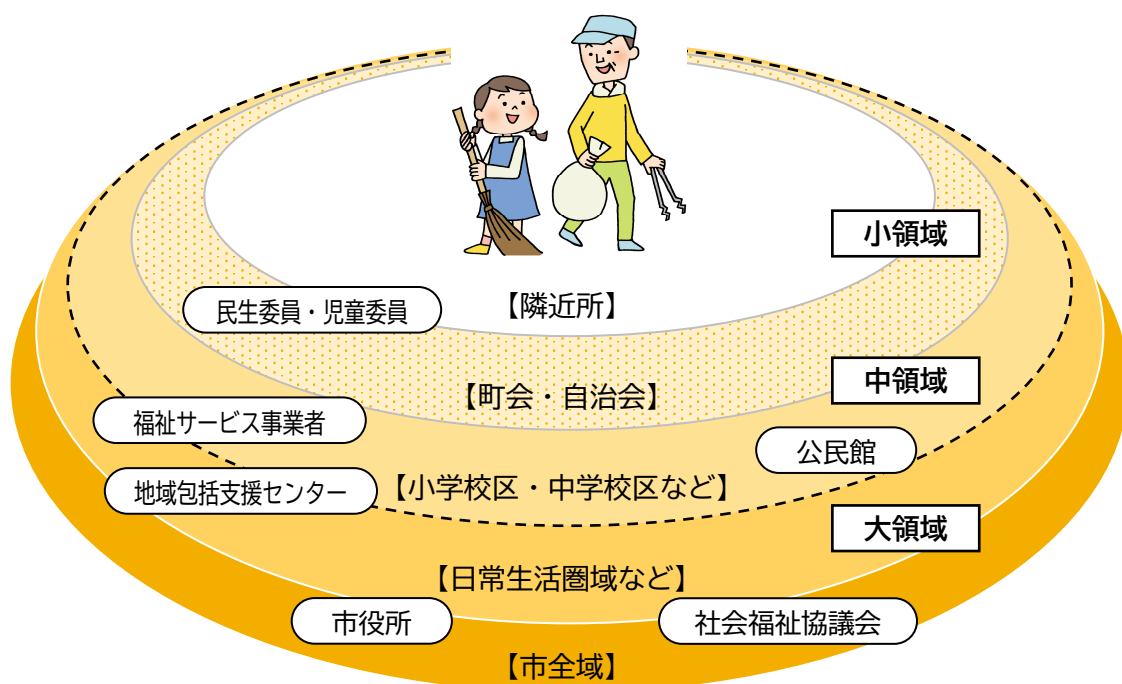
1 圏域の捉え方・各主体の役割

(1) 圏域の捉え方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

市内には32の町会・自治会があり、各町会・自治会がそれぞれ工夫を凝らして、防犯・防災活動や地域の見守り活動、美化活動など日常生活に密着した様々な活動を行っています。町会・自治会は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、福生市の地域福祉を推進して行く上で、重要な領域であると考えます。しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む領域も重要です。

このため、本計画では、小領域、中領域、大領域と、重層的に地域を捉えて、地域福祉を推進していきます。



(2) 地域福祉を担う各主体の役割

本計画の推進に当たっては、基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」の実現に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認め合い、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせながら、協働・連携していくことが大切です。

● 市民の役割【小領域】

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの積極的な参加により、「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の担い手として活動することが期待されます。

また、福祉のまちづくりに向けて、自転車及び自動車の駐停車、運転マナーに努めるほか、外出した際に、高齢者や障害のある人等が困っている様子が見受けられる場合への声掛け、情報提供への協力などが求められます。

● 市民団体・地域団体の役割【小領域】

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障害福祉団体などの市民団体及び町会・自治会などの地域団体は、各団体の特性を生かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に、住民に身近な団体としての特徴を生かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、更には市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

● 民生委員・児童委員の役割【中領域】

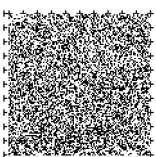
高齢者、障害のある人、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

● 事業者の役割【中領域】

福祉事業者や福祉施設においては、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、町会・自治会など他の主体との連携を図るとともに、行政参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

民間事業者においては、不特定多数の市民が利用する民間施設等のバリアフリー及びユニバーサルデザインの徹底に努めることが求められます。また、高齢者や障害のある人等が円滑にサービスを受け、又は買い物などができるよう、案内板、看板、商品価格、サービス料等の分かりやすい表示に努めるなど、市民が利用しやすい事業所、店舗等を目指した環境づくりへの配慮が期待されています。



● 社会福祉協議会の役割【大領域】

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、市（行政）と協働して、社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との連携により、ともに地域福祉を主体的に進めることが期待されます。

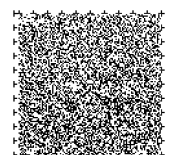
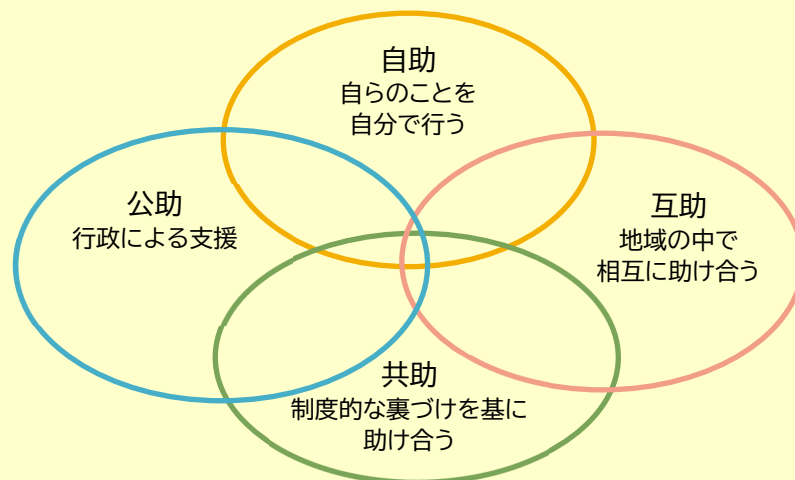
● 市（行政）の役割【大領域】

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的なサービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、地域住民の孤立を防ぐ交流機会や居場所づくりといった地域づくりに向けた支援、様々な相談を広く受け止め解決に向けた支援を行う相談体制の強化、多機関協働による調整機能やアウトリーチ等を通じた支援等、福生市における包括的な支援体制を主体的に整備していきます。

自助、互助、共助、公助の考え方

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自らのことを自分で行う「自助」、住民組織の活動等自発的に相互的に支え合う「互助」、社会保険制度等の費用負担の制度的な裏づけを基に支え合う「共助」、行政による公の支援である「公助」を組み合わせ、全ての人々の地域での暮らしを支えるという視点が重要です。



2 計画の進捗管理

本計画は、毎年度、PDCAサイクルに基づいて進捗管理を行います。

本計画（Plan）に基づき施策を実施（Do）し、点検・評価（Check）においては、施策の方向性ごとの「指標と目標値」の結果及び施策の結果を踏まえ、分析を行い、実施状況を確認します。また、福生市地域福祉推進委員会において評価を行い、進捗状況の確認や必要な課題を把握します。見直し（Action）においては、点検・評価（Check）を踏まえて、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。

なお、進捗状況及びその評価については、福生市ホームページ等に掲載し、その内容を公表します。

